

坂戸市地域防災計画（案）

<新旧対照表>

※追加修正分

目 次

■第1編 総則	1
■第2編 震災対策編	7
■第3編 風水害対策編	29
■第4編 複合災害対策編	40
■第5編 広域応援編	40
■第6編 事故災害対策編	41

■第1編 総則

頁	修正後	修正前	頁
2	<p style="text-align: center;">【坂戸市地域防災計画の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1編 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 計画の目的 第2節 計画の位置付け 第3節 坂戸市の概況 第4節 防災の基本理念 第5節 計画の効果的推進 第2章 防災体制 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 坂戸市防災会議 第2節 坂戸市水防協議会 第3節 防災機関等の役割 第4節 防災体制 第3章 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 現況と実施計画 第4章 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 実施計画 第2編 震災対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 坂戸市の地震の概要 第2節 地震被害想定 第3節 災害対応の方針 第4節 施策の体系 第2章 施策ごとの具体的 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 自助、共助による防災力の向上 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 第4節 応急対応力の強化 第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備 第6節 医療救護等対策 第7節 帰宅困難者対策 第8節 避難対策 第9節 災害時の要配慮者対策 第10節 物資供給・輸送対策 第11節 市民生活の早期再建 第3章 災害復興 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 実施計画 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 実施計画 第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 実施計画 第6章 火山噴火降灰対策 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 実施計画 第7章 最悪事態への対応 	<p style="text-align: center;">【坂戸市地域防災計画の構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1編 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 計画の目的 第2節 計画の位置付け 第3節 坂戸市の概況 第4節 防災の基本理念 第5節 計画の効果的推進 第2章 防災体制 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 坂戸市防災会議 第2節 坂戸市水防協議会 第3節 防災機関等の役割 第4節 防災体制 第3章 防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 現況と実施計画 第4章 調査研究 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 基本方針 第2節 実施計画 第2編 震災対策編 <ul style="list-style-type: none"> 第1章 総則 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 坂戸市の地震の概要 第2節 地震被害想定 第3節 災害対応の方針 第4節 施策の体系 第2章 施策ごとの具体的計画 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 自助、共助による防災力の向上 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 第4節 応急対応力の強化 第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備 第6節 医療救護等対策 第7節 帰宅困難者対策 第8節 避難対策 第9節 災害時の要配慮者対策 第10節 物資供給・輸送対策 第11節 市民生活の早期再建 第3章 災害復興 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置 第6章 火山噴火降灰対策 第7章 最悪事態への対応 	2

頁	修正後	修正前	頁
	<p>第3編 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 坂戸市における風水害の概況 第2節 施策の体系</p> <p>第2章 施策ごとの具体的</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 第4節 応急対応力の強化 第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備 第6節 医療救護等対策 第7節 避難対策 第8節 災害時の要配慮者対策 第9節 物資供給・輸送対策 第10節 市民生活の早期再建 第11節 竜巻等突風対策</p> <p>第3章 災害復興</p> <p>第1節 基本方針 第2節 実施計画</p> <p>第4章 大規模水害対策</p> <p>第1節 基本方針 第2節 具体的取組</p> <p>第5章 雪害対策</p> <p>第1節 基本方針 第2節 実施計画</p> <p>第4編 複合災害対策編</p> <p>第5編 広域応援編</p> <p>第6編 事故災害対策編</p> <p>第1節 火災対策計画 第2節 危険物等災害対策計画 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 第4節 農林水産災害対策計画 第5節 道路災害対策計画 第6節 鉄道事故・施設災害対策計画 第7節 航空機事故対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 坂戸市における風水害の概況 第2節 施策の体系</p> <p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上 第2節 災害に強いまちづくりの推進 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 第4節 応急対応力の強化 第5節 情報の収集・共有・伝達体制の整備 第6節 医療救護等対策 第7節 避難対策 第8節 災害時の要配慮者対策 第9節 物資供給・輸送対策 第10節 市民生活の早期再建 第11節 竜巻等突風対策</p> <p>第3章 災害復興</p> <p>第4章 大規模水害対策</p> <p>第5章 雪害対策</p> <p>第4編 複合災害対策編</p> <p>第5編 広域応援編</p> <p>第6編 事故災害対策編</p> <p>(略)</p>	
4	第3 計画の用語 (略)	第3 計画の用語 (略)	4

頁	修正後	修正前	頁																				
	<u>(削除)</u>	<u>※組織名（部・課・施設名）は令和7年4月以降の組織名とする。</u>																					
16	<p>第5節 計画の効果的推進 <u>(略)</u></p> <p>4 デジタル化の推進 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第5節 計画の効果的推進 <u>(略)</u></p> <p>4 デジタル化の推進 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング<u>技術</u>、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。</p> <p><u>(略)</u></p>	16																				
17	<p>第2章 防災体制 <u>(略)</u></p> <p style="text-align: center;">【行政の防災組織】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">組 織 名</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂戸市防災会議</td> <td>●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、<u>災対法第42条に基づき本計画の策定を行う。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td><u>(略)</u> 2 坂戸市消防団 ●<u>団本部、分団</u>で構成し、災害予防・応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	組 織 名	概 要	坂戸市防災会議	●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、 <u>災対法第42条に基づき本計画の策定を行う。</u>	<u>(略)</u>		消防機関	<u>(略)</u> 2 坂戸市消防団 ● <u>団本部、分団</u> で構成し、災害予防・応急対策を実施する。	<u>(略)</u>		<p>第2章 防災体制 <u>(略)</u></p> <p style="text-align: center;">【行政の防災組織】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">組 織 名</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂戸市防災会議</td> <td>●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、<u>防災計画の策定を行う。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td><u>(略)</u> 2 坂戸市消防団 ●<u>団本部、分団、部</u>で構成し、災害予防・応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	組 織 名	概 要	坂戸市防災会議	●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、 <u>防災計画の策定を行う。</u>	<u>(略)</u>		消防機関	<u>(略)</u> 2 坂戸市消防団 ● <u>団本部、分団、部</u> で構成し、災害予防・応急対策を実施する。	<u>(略)</u>		17
組 織 名	概 要																						
坂戸市防災会議	●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、 <u>災対法第42条に基づき本計画の策定を行う。</u>																						
<u>(略)</u>																							
消防機関	<u>(略)</u> 2 坂戸市消防団 ● <u>団本部、分団</u> で構成し、災害予防・応急対策を実施する。																						
<u>(略)</u>																							
組 織 名	概 要																						
坂戸市防災会議	●地方自治法第138条の4第3項に規定する市の附属機関とし、 <u>防災計画の策定を行う。</u>																						
<u>(略)</u>																							
消防機関	<u>(略)</u> 2 坂戸市消防団 ● <u>団本部、分団、部</u> で構成し、災害予防・応急対策を実施する。																						
<u>(略)</u>																							
19	<p>第2節 坂戸市水防協議会 第1 組織 関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学</p>	<p>第2節 坂戸市水防協議会 第1 組織 関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学</p>	19																				

頁	修正後	修正前	頁																		
	<p>識経験のある者で構成する。<u>なお、坂戸市水防協議会は令和7年4月1日より設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">【市水防協議会の構成】</p> <table border="1" data-bbox="188 325 1010 531"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>1人</td> <td>市長<u>(水防管理者)</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>11人以内</td> <td>関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	区分	定数	概要	会長	1人	市長 <u>(水防管理者)</u>	委員	11人以内	関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。	<p>識経験のある者で構成する。</p> <p style="text-align: center;">【市水防協議会の構成】</p> <table border="1" data-bbox="1046 325 1868 531"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定数</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>1人</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>15人以内</td> <td>関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	区分	定数	概要	会長	1人	市長	委員	15人以内	関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。	
区分	定数	概要																			
会長	1人	市長 <u>(水防管理者)</u>																			
委員	11人以内	関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。																			
区分	定数	概要																			
会長	1人	市長																			
委員	15人以内	関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。																			
20	<p>第3節 防災機関等の役割 第1 防災機関等の役割 1 市の役割 <u>(略)</u></p> <table border="1" data-bbox="188 855 1010 1053"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂戸市</td> <td><u>(略)</u></td> </tr> <tr> <td>坂戸市水防団</td> <td>1 水災の警戒及び防御に関すること。 2 水防の活動に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な役割	坂戸市	<u>(略)</u>	坂戸市水防団	1 水災の警戒及び防御に関すること。 2 水防の活動に関すること。	<p>第3節 防災機関等の役割 第1 防災機関等の役割 1 市の役割 <u>(略)</u></p> <table border="1" data-bbox="1046 855 1868 1053"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>坂戸市</td> <td><u>(略)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な役割	坂戸市	<u>(略)</u>	<u>(追加)</u>		20						
名称	主な役割																				
坂戸市	<u>(略)</u>																				
坂戸市水防団	1 水災の警戒及び防御に関すること。 2 水防の活動に関すること。																				
名称	主な役割																				
坂戸市	<u>(略)</u>																				
<u>(追加)</u>																					
26	<p>○ 指定公共機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="188 1129 1010 1369"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会（NHK）さいたま放送局</td> <td><u>(略)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な役割	<u>(略)</u>		日本放送協会（NHK）さいたま放送局	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>		<p>○ 指定公共機関の役割</p> <table border="1" data-bbox="1046 1129 1868 1369"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本放送協会（NHKさいたま放送局）</td> <td><u>(略)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	主な役割	<u>(略)</u>		日本放送協会（NHKさいたま放送局）	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>				
名称	主な役割																				
<u>(略)</u>																					
日本放送協会（NHK）さいたま放送局	<u>(略)</u>																				
<u>(略)</u>																					
名称	主な役割																				
<u>(略)</u>																					
日本放送協会（NHKさいたま放送局）	<u>(略)</u>																				
<u>(略)</u>																					

頁	修正後	修正前	頁																
27	<p>5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割 (略)</p> <p>○ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂戸市商工会 商工業関係団体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 役 割	(略)		坂戸市商工会 商工業関係団体	(略)	(略)		<p>5 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割 (略)</p> <p>○ 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の役割</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 役 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>坂戸市商工会、 商工業関係団体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 役 割	(略)		坂戸市商工会、 商工業関係団体	(略)	(略)		27
名 称	主 な 役 割																		
(略)																			
坂戸市商工会 商工業関係団体	(略)																		
(略)																			
名 称	主 な 役 割																		
(略)																			
坂戸市商工会、 商工業関係団体	(略)																		
(略)																			
29	<p>6 災害時応援協定締結団体・事業者の役割 (略)</p> <p style="text-align: center;">【災害時応援協定担当一覧】</p> <p style="text-align: right;">令和7年2月時点</p> <p>(略)</p>	<p>6 災害時応援協定締結団体・事業者の役割 (略)</p> <p style="text-align: center;">【災害時応援協定担当一覧】</p> <p style="text-align: right;">令和6年11月末時点</p> <p>(略)</p>	29																
35	<p>第2 消防機関</p> <p>1 組織 (略)</p> <p>(2) 坂戸市消防団 (略)</p> <p style="text-align: center;">【坂戸市消防団管轄地区一覧表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>車庫・詰所</th> <th>管轄</th> <th>車庫詰所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分団名	車庫・詰所	管轄	車庫詰所	(略)				<p>第2 消防機関</p> <p>1 組織 (略)</p> <p>(2) 坂戸市消防団 (略)</p> <p style="text-align: center;">【坂戸市消防団管轄地区一覧表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分団名</th> <th>部</th> <th>管轄</th> <th>車庫詰所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分団名	部	管轄	車庫詰所	(略)				34
分団名	車庫・詰所	管轄	車庫詰所																
(略)																			
分団名	部	管轄	車庫詰所																
(略)																			
35	<p>第3 水防機関</p> <p>1 組織</p> <p>市により、水防事業及び水防活動を実施する。なお、坂戸市水防団は、坂戸市消防団の組織をもって水防団の組織とし、団本部及び6分</p>	<p>第3 水防機関</p> <p>1 組織</p> <p>市により、水防事業及び水防活動を実施する。なお、坂戸市水防団は団本部及び5分団で構成する。</p>	34																

頁	修正後	修正前	頁																						
	団で構成する。 <u>(略)</u>	<u>(略)</u>																							
37	第2節 現況と実施計画 <u>(略)</u> 今後も市民、行政及び関係機関・団体が協力し、被害想定や計画に基づいた実践的な防災訓練を行う。 水防に関しては、毎年水防団員を対象とした水防訓練を実施する。 【行政・関係機関】 <table border="1" data-bbox="215 657 1003 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 657 815 700">計画内容</th> <th data-bbox="815 657 1003 700">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 700 815 743"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="815 700 1003 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 743 815 865">●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。</td> <td data-bbox="815 743 1003 865" rowspan="2">小・中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 865 815 986">●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。 <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 986 815 1029"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="815 986 1003 1029"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1029 815 1072"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="815 1029 1003 1072"></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<u>(略)</u>		●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。	小・中学校	●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。 <u>(削除)</u>	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		第2節 現況と実施計画 <u>(略)</u> <u>近年は新型コロナウイルス感染症等の影響により実施回数は減少したが、徐々に防災訓練の実施団体も増加しており、</u> 今後も市民、行政及び関係機関・団体が協力し、被害想定や計画に基づいた実践的な防災訓練を行う。 水防に関しては、毎年水防団員 <u>（消防団員が兼務）</u> を対象とした水防訓練を実施する。 【行政・関係機関】 <table border="1" data-bbox="1070 657 1859 1066"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 657 1671 700">計画内容</th> <th data-bbox="1671 657 1859 700">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 700 1671 743"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="1671 700 1859 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 743 1671 865">●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。</td> <td data-bbox="1671 743 1859 865" rowspan="2">小・中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 865 1671 986">●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。 ●幼稚園は、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 986 1671 1029"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="1671 986 1859 1029"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1029 1671 1072"><u>(略)</u></td> <td data-bbox="1671 1029 1859 1072"></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<u>(略)</u>		●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。	小・中学校	●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。 ●幼稚園は、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>		36
計画内容	担当																								
<u>(略)</u>																									
●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。	小・中学校																								
●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。 <u>(削除)</u>																									
<u>(略)</u>																									
<u>(略)</u>																									
計画内容	担当																								
<u>(略)</u>																									
●小・中学校は、危機管理マニュアルに基づき、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。	小・中学校																								
●中学校は、自主防災組織が行う防災訓練に生徒が参加するよう促す。 ●幼稚園は、一斉安全確保訓練（シェイクアウト訓練）や避難訓練を定期的実施する。																									
<u>(略)</u>																									
<u>(略)</u>																									

■第2編 震災対策編

頁	修正後	修正前	頁																																																																		
6	<p>第4節 施策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予防・事前対策</th> <th>応急対策</th> <th>復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第11節 市民生活の早期再建</td> </tr> <tr> <td>罹災証明書の発行体制の整備</td> <td>災害救助法の適用</td> <td>生活再建等の支援</td> </tr> <tr> <td>応急住宅対策</td> <td>被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物愛護</td> <td>被災者総合相談窓口の開設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教対策</td> <td>災害廃棄物等の対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品衛生監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>動物愛護</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急住宅対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文教対策</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	予防・事前対策	応急対策	復旧対策	(略)			第11節 市民生活の早期再建			罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援	応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行		動物愛護	被災者総合相談窓口の開設		文教対策	災害廃棄物等の対策			食品衛生監視			動物愛護			応急住宅対策			文教対策		<p>第4節 施策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予防・事前対策</th> <th>応急対策</th> <th>復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第11節 市民生活の早期再建</td> </tr> <tr> <td>罹災証明書の発行体制の整備</td> <td>災害救助法の適用</td> <td>生活再建等の支援</td> </tr> <tr> <td>応急住宅対策</td> <td>被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物愛護</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教対策</td> <td>災害廃棄物等の対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>食品衛生監視</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>動物愛護</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急住宅対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文教対策</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	予防・事前対策	応急対策	復旧対策	(略)			第11節 市民生活の早期再建			罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援	応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行		動物愛護	(追加)		文教対策	災害廃棄物等の対策			食品衛生監視			動物愛護			応急住宅対策			文教対策		6
予防・事前対策	応急対策	復旧対策																																																																			
(略)																																																																					
第11節 市民生活の早期再建																																																																					
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援																																																																			
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																																																																				
動物愛護	被災者総合相談窓口の開設																																																																				
文教対策	災害廃棄物等の対策																																																																				
	食品衛生監視																																																																				
	動物愛護																																																																				
	応急住宅対策																																																																				
	文教対策																																																																				
予防・事前対策	応急対策	復旧対策																																																																			
(略)																																																																					
第11節 市民生活の早期再建																																																																					
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援																																																																			
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																																																																				
動物愛護	(追加)																																																																				
文教対策	災害廃棄物等の対策																																																																				
	食品衛生監視																																																																				
	動物愛護																																																																				
	応急住宅対策																																																																				
	文教対策																																																																				
10	<p>イ 自助の強化</p> <p>(略)</p> <p>【市民】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>●災害時に家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT災害用伝言板「web171」をそれぞれ体験し、発災に備える。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇資料</p> <p>【資料4-5 NTT災害用伝言ダイヤル「171」解説資料】 (p.206)</p> <p>【資料4-6 NTT災害用伝言板「web171」解説資料】 (p.207)</p>	計画内容	(略)	●災害時に家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT災害用伝言板「web171」をそれぞれ体験し、発災に備える。	(略)	<p>イ 自助の強化</p> <p>(略)</p> <p>【市民】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>●災害時に家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT災害用伝言板web171をそれぞれ体験し、発災に備える。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	計画内容	(略)	●災害時に家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT災害用伝言板web171をそれぞれ体験し、発災に備える。	(略)	10																																																										
計画内容																																																																					
(略)																																																																					
●災害時に家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT災害用伝言板「web171」をそれぞれ体験し、発災に備える。																																																																					
(略)																																																																					
計画内容																																																																					
(略)																																																																					
●災害時に家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT災害用伝言板web171をそれぞれ体験し、発災に備える。																																																																					
(略)																																																																					
12	<p>ウ 自主防災組織連絡協議会</p> <p>【行政・関係機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 活動</td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		2 活動	総務部	<p>ウ 自主防災組織連絡協議会</p> <p>【行政・関係機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 活動</td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		2 活動	総務部	12																																																						
計画内容	担当																																																																				
(略)																																																																					
2 活動	総務部																																																																				
計画内容	担当																																																																				
(略)																																																																					
2 活動	総務部																																																																				

頁	修正後	修正前	頁								
	<p>(1) 支部活動 <u>(略)</u> ② 訓練 ・DIG訓練、避難所運営訓練等</p> <p>(2) 専門部会 <u>(略)</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>(1) 支部活動 <u>(略)</u> ② 訓練 ・DIG訓練[※]、避難所運営訓練等</p> <p>(2) 専門部会 <u>(略)</u> <u>※DIG訓練：Disaster Imagination Gameの略で、災害図上訓練のこと。大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。</u></p> <p><u>(略)</u></p>									
23	<p>4 不燃化等の促進</p> <p>(1) 取組方針 <u>(略)</u> 市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を<u>推進</u>し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 防火地域又は準防火地域の指定</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="212 1125 1008 1292"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火地域又は準防火地域指定等による不燃化を<u>推進</u>する。</td> <td>都市整備部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火地域又は準防火地域指定等による不燃化を <u>推進</u> する。	都市整備部	<p>4 不燃化等の促進</p> <p>(1) 取組方針 <u>(略)</u> 市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を<u>促進</u>し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 防火地域又は準防火地域の指定</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1070 1125 1865 1292"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火地域又は準防火地域指定等による不燃化を<u>促進</u>する。</td> <td>都市整備部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火地域又は準防火地域指定等による不燃化を <u>促進</u> する。	都市整備部	23
計画内容	担当										
●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火地域又は準防火地域指定等による不燃化を <u>推進</u> する。	都市整備部										
計画内容	担当										
●防災に配慮した都市基盤整備を進めるとともに、防火地域又は準防火地域指定等による不燃化を <u>促進</u> する。	都市整備部										
24	<p>6 地盤災害の予防</p> <p>(1) 取組方針 <u>(略)</u></p>	<p>6 地盤災害の予防</p> <p>(1) 取組方針 <u>(略)</u></p>	24								

頁	修正後	修正前	頁								
	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 軟弱地盤対策</p> <p>(略)</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 375 1005 620"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。 ●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。 ●耐震診断及び耐震強化対策を実施する。 </td> <td> 総務部 都市整備部 </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。 ●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。 ●耐震診断及び耐震強化対策を実施する。 	総務部 都市整備部	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 軟弱地盤対策</p> <p>(略)</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1072 375 1868 620"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。 ●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。 ●耐震診断及び耐震強化対策を実施する。 </td> <td> 総務部 <u>環境産業部</u> 都市整備部 </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。 ●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。 ●耐震診断及び耐震強化対策を実施する。 	総務部 <u>環境産業部</u> 都市整備部	
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。 ●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。 ●耐震診断及び耐震強化対策を実施する。 	総務部 都市整備部										
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●液状化ハザードマップを公表し、危険度分布予測を市民に周知する。 ●液状化が予想される地域での液状化対策工法の普及、啓発に努める。 ●耐震診断及び耐震強化対策を実施する。 	総務部 <u>環境産業部</u> 都市整備部										
25	<p>イ 盛土による災害の予防対策</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 735 1005 1222"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく<u>県の実施する管内の既存盛土等に関する調査等の結果に基づき</u>、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 <p>(削除)</p> </td> <td>都市整備部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく<u>県の実施する管内の既存盛土等に関する調査等の結果に基づき</u>、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 <p>(削除)</p>	都市整備部	<p>イ 盛土による災害の予防対策</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1072 735 1868 1222"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく<u>管内の既存盛土等に関する調査等を実施し</u>、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 <p>※令和6年9月時点では、市内に対象の盛土等は存在しない。</p> </td> <td>都市整備部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく<u>管内の既存盛土等に関する調査等を実施し</u>、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 <p>※令和6年9月時点では、市内に対象の盛土等は存在しない。</p>	都市整備部	25
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく<u>県の実施する管内の既存盛土等に関する調査等の結果に基づき</u>、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 <p>(削除)</p>	都市整備部										
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に基づく<u>管内の既存盛土等に関する調査等を実施し</u>、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令、行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。 <p>※令和6年9月時点では、市内に対象の盛土等は存在しない。</p>	都市整備部										
26	<p>10 地震火災等の予防</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大規模な地震発生後に地震火災が発生した場合、大きな被害をもたらすことが知られている。これまでの大規模地震火災の現場では、水道が断水したために消火栓が使えず、河川の水等の自然水利</p>	<p>10 地震火災等の予防</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>大規模な地震発生後に地震火災が発生した場合、大きな被害をもたらすことが知られている。これまでの大規模地震火災の現場では、水道が断水したために消火栓が使えず、河川の水等の自然水利</p>	26								

頁	修正後	修正前	頁								
	<p>や井戸水、風呂水等の生活用水を利用した消火活動が行われた例や、消防団、区・自治会、自主防災組織が協力し、ガスの元栓を閉め、初期消火を行い、火災による被害を防止した事例が報告されており、地震火災の拡大を抑えるには、日常的な消防水利の確保と初期消火への取組が重要である。</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>や井戸水、風呂水等の生活用水を利用した消火活動が行われた例や、消防団、区・自治会、自主防災組織が協力し、ガスの元栓を閉め、初期消火を行い、火災による被害を防止した例が報告されており、地震火災の拡大を抑えるには、日常的な消防水利の確保と初期消火への取組が重要である。</p> <p><u>(略)</u></p>									
42	<p><応急対策> <u>(略)</u></p> <p>1 道路ネットワークの確保 (1) 取組方針 大規模地震に際して、被災者の救助、避難誘導、捜索及び物資の輸送等を円滑に行うために、必要な道路の確保を図る。 <u>なお、震災時の応急対策活動を効率的に行うため、関係各機関は被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関同士が連絡を密に</u> <u>して的確に対処する。</u></p> <p>(2) 具体的な取組内容 ア 道路被害状況の把握及び伝達 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="212 1002 1003 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 1002 815 1043">計画内容</th> <th data-bbox="815 1002 1003 1043">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 1043 815 1289"> <p><u>(略)</u></p> <p>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報について相互に連絡を取り合う。</p> </td> <td data-bbox="815 1043 1003 1289"> <p>土木班 輸送班 東日本高速道路株式会社</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	計画内容	担当	<p><u>(略)</u></p> <p>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報について相互に連絡を取り合う。</p>	<p>土木班 輸送班 東日本高速道路株式会社</p>	<p><応急対策> <u>(略)</u></p> <p>1 道路ネットワークの確保 (1) 取組方針 大規模地震に際して、被災者の救助、避難誘導、捜索及び物資の輸送等を円滑に行うために、必要な道路の確保を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 具体的な取組内容 ア 道路被害状況の把握及び伝達 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="1072 1002 1863 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 1002 1675 1043">計画内容</th> <th data-bbox="1675 1002 1863 1043">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 1043 1675 1289"> <p><u>(略)</u></p> <p>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合う。</p> </td> <td data-bbox="1675 1043 1863 1289"> <p>土木班 輸送班 東日本高速道路株式会社</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	計画内容	担当	<p><u>(略)</u></p> <p>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合う。</p>	<p>土木班 輸送班 東日本高速道路株式会社</p>	42
計画内容	担当										
<p><u>(略)</u></p> <p>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報について相互に連絡を取り合う。</p>	<p>土木班 輸送班 東日本高速道路株式会社</p>										
計画内容	担当										
<p><u>(略)</u></p> <p>●東日本高速道路株式会社は、所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡を取り合う。</p>	<p>土木班 輸送班 東日本高速道路株式会社</p>										
46	<p>5 発災時のエネルギー供給機能の確保 <u>(略)</u></p>	<p>5 発災時のエネルギー供給機能の確保 <u>(略)</u></p>	46								

頁	修正後	修正前	頁																
	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="212 319 1003 603"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」に基づき、協定締結先に石油燃料等の供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づき石油類燃料等の優先的な供給及び運搬に協力する。 </td> <td>統括班</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害時応援協定に基づくガスの供給 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="212 722 1003 1007"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先にLPガスの供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づきLPガスの優先的な供給及び運搬に協力する。 </td> <td>統括班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」に基づき、協定締結先に石油燃料等の供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づき石油類燃料等の優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先にLPガスの供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づきLPガスの優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="1072 319 1863 603"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」に基づき、協定締結先に石油燃料等の供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づき石油類燃料等の優先的な供給及び運搬に協力する。 </td> <td>統括班</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 災害時応援協定に基づくガスの供給 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="1072 722 1863 1007"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先にLPガスの供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づきLPガスの優先的な供給及び運搬に協力する。 </td> <td>統括班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」に基づき、協定締結先に石油燃料等の供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づき石油類燃料等の優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先にLPガスの供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づきLPガスの優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班	
計画内容	担当																		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」に基づき、協定締結先に石油燃料等の供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づき石油類燃料等の優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班																		
計画内容	担当																		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先にLPガスの供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づきLPガスの優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班																		
計画内容	担当																		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時における石油類燃料等の供給に関する協定書」に基づき、協定締結先に石油燃料等の供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づき石油類燃料等の優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班																		
計画内容	担当																		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害対策活動を円滑に実施するため、「災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定書」に基づき、協定締結先にLPガスの供給について協力を要請する。 ●協定締結先は、本市の要請に基づきLPガスの優先的な供給及び運搬に協力する。 	統括班																		
55	<p>3 消防力の充実強化 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 消防施設及び設備の整備 【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="212 1286 1003 1447"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置 </td> <td>坂戸・鶴ヶ島消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置 	坂戸・鶴ヶ島消防組合	<p>3 消防力の充実強化 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 消防施設及び設備の整備 【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1072 1286 1863 1447"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置 </td> <td>坂戸・鶴ヶ島消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置 	坂戸・鶴ヶ島消防組合	55								
計画内容	担当																		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置 	坂戸・鶴ヶ島消防組合																		
計画内容	担当																		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生に伴い、消防組合の消防活動拠点として消防体制の充実化を図るべく、消防署、分署及び消防団詰所の改修や適した場所への配置 	坂戸・鶴ヶ島消防組合																		

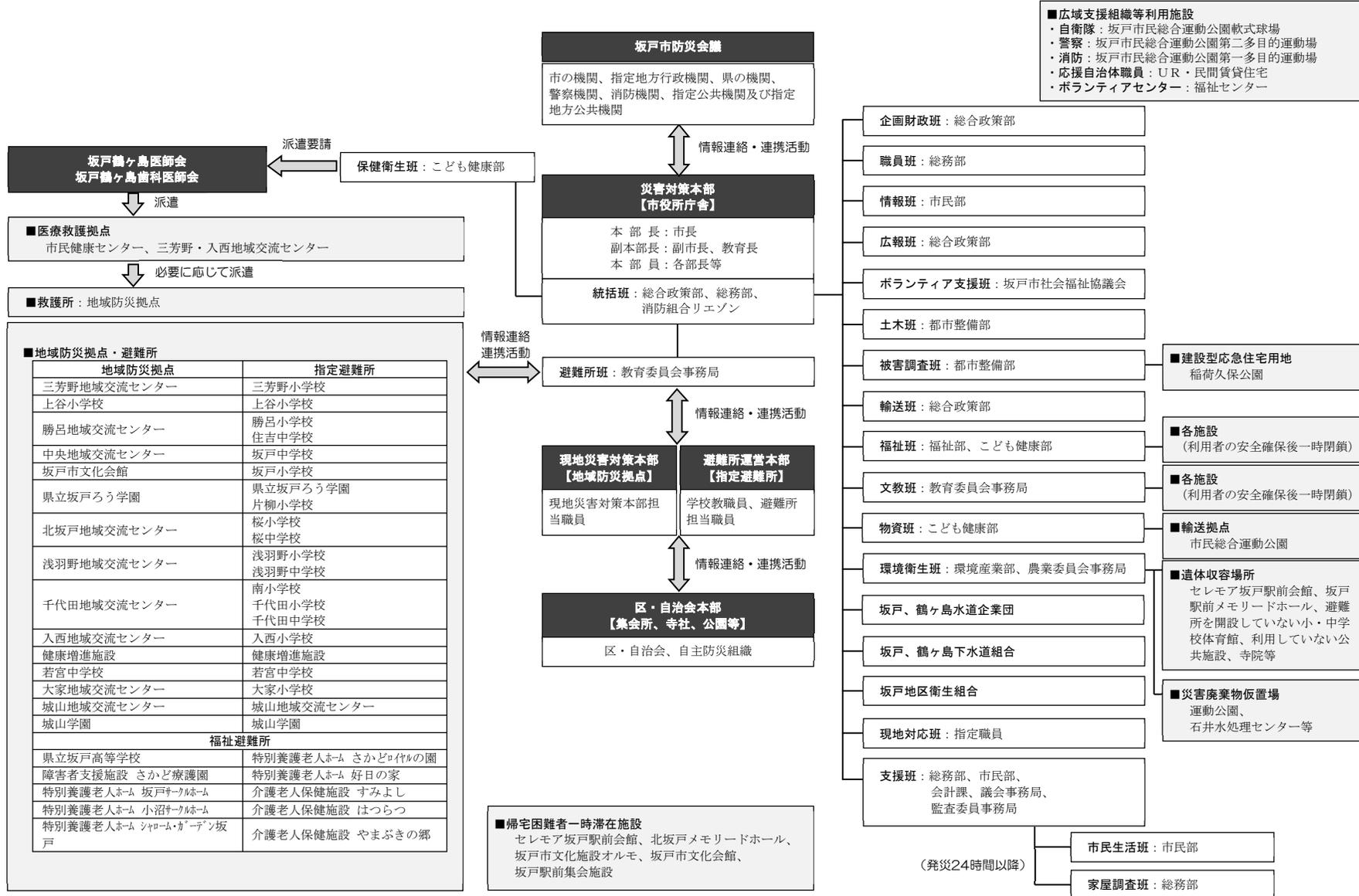
頁	修正後	修正前	頁								
	<p>等を<u>推進</u>していく。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 消防車両及び資機材の整備 【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="212 443 1003 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 443 815 486">計画内容</th> <th data-bbox="815 443 1003 486">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 486 815 687"> <p>●消防力の整備指針に基づき、<u>警防・救助・救急体制の充実強化を図るとともに、多種多様化していく災害に対応するため、消防車両及び資機材等を整備する。</u> (略)</p> </td> <td data-bbox="815 486 1003 687"> <p>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<p>●消防力の整備指針に基づき、<u>警防・救助・救急体制の充実強化を図るとともに、多種多様化していく災害に対応するため、消防車両及び資機材等を整備する。</u> (略)</p>	<p>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</p>	<p>等を<u>整備</u>していく。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 消防車両及び資機材の整備 【消防機関】</p> <table border="1" data-bbox="1072 443 1863 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 443 1675 486">計画内容</th> <th data-bbox="1675 443 1863 486">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 486 1675 687"> <p>●消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、<u>火災、救助、救急等の多種多様化していく災害に対応すべく、消防車両及び資機材等を整備する。</u> (略)</p> </td> <td data-bbox="1675 486 1863 687"> <p>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<p>●消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、<u>火災、救助、救急等の多種多様化していく災害に対応すべく、消防車両及び資機材等を整備する。</u> (略)</p>	<p>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</p>	
計画内容	担当										
<p>●消防力の整備指針に基づき、<u>警防・救助・救急体制の充実強化を図るとともに、多種多様化していく災害に対応するため、消防車両及び資機材等を整備する。</u> (略)</p>	<p>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</p>										
計画内容	担当										
<p>●消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、<u>火災、救助、救急等の多種多様化していく災害に対応すべく、消防車両及び資機材等を整備する。</u> (略)</p>	<p>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</p>										
57	<p>4 救急救助体制の整備 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 ア 救急救助体制の整備 (略)</p> <p>【市民】</p> <table border="1" data-bbox="212 1109 1003 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="212 1109 1003 1152">計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="212 1152 1003 1273"> <p>●<u>区・自治会や自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</u> (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	<p>●<u>区・自治会や自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</u> (略)</p>	<p>4 救急救助体制の整備 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 ア 救急救助体制の整備 (略)</p> <p>【市民】</p> <table border="1" data-bbox="1072 1109 1863 1273"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 1109 1863 1152">計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 1152 1863 1273"> <p>●<u>自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</u> (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	<p>●<u>自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</u> (略)</p>	57				
計画内容											
<p>●<u>区・自治会や自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</u> (略)</p>											
計画内容											
<p>●<u>自主防災組織は、救助訓練や避難訓練を実施する。</u> (略)</p>											
64	【就業時間内外別震災時の体制】	【就業時間内外別震災時の体制】	64								

頁	修正後			修正前			頁
	配備体制	就業時間内	夜間・休日（就業時間外）	配備体制	就業時間内	夜間・休日（就業時間外）	
	情報収集体制 原則として 震度4	総務部及び道路・橋りょう・ 排水機場の所管課が連携	総務部及び道路・橋りょう・ 排水機場の所管課が市役所庁 舎に参集し連携	情報収集体制 原則として 震度4	総務部及び橋りょう・排水機 場の所管課が連携	総務部及び橋りょう・排水機 場の所管課が市役所庁舎に参 集し連携	
	(略)			(略)			

頁	修正後			
65	【主な応急対策及び復旧復興対策活動体制（非常体制）】			
	班名	担当部署	主な応急対策及び復旧復興対策活動	
	(略)		発災から24時間（発災期）	2～3日以降（被災生活期）
	市民生活班	市民部	●区・自治会・自主防災組織との連絡・調整	●被災者総合相談窓口の開設 ●罹災届出証明願の受付 ●罹災届出証明書の発行 ●貸付金等の受付 ●被災者台帳の作成
	(略)			

修正前				頁
【主な応急対策及び復旧復興対策活動体制（非常体制）】				65
班名	担当部署	主な応急対策及び復旧復興対策活動		
(略)		発災から24時間（発災期）	2～3日以降（被災生活期）	1週間以降（復旧・復興期）
市民生活班	市民部	●区・自治会・自主防災組織との連絡・調整	●各種生活相談 ●罹災届出証明願の受付 ●罹災届出証明書の発行 ●貸付金 等の受付 ●被災者台帳の作成	
(略)				

【発災期の活動体制】



頁	修正後	修正前	頁																				
79	<p>(イ) 地震情報等の収集・伝達</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等で市民に迅速に知らせる。</td> <td>統括班 情報班 広報班 企画財政班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		●気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等で市民に迅速に知らせる。	統括班 情報班 広報班 企画財政班	(略)		<p>(イ) 地震情報等の収集・伝達</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等により、市民に迅速に知らせる。</td> <td>統括班 情報班 広報班 企画財政班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		●気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等により、市民に迅速に知らせる。	統括班 情報班 広報班 企画財政班	(略)		79				
計画内容	担当																						
(略)																							
●気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等で市民に迅速に知らせる。	統括班 情報班 広報班 企画財政班																						
(略)																							
計画内容	担当																						
(略)																							
●気象庁からの緊急地震速報に関しては全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、さかろんメール（坂戸市安全・安心メール）等により、市民に迅速に知らせる。	統括班 情報班 広報班 企画財政班																						
(略)																							
82	<p>ウ 安否不明者等の氏名等公表</p> <p>(略)</p> <p>【行政・関係機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●住民等からの通報・問い合わせに対応する。</td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	(略)		(略)		●住民等からの通報・問い合わせに対応する。	情報班	(略)		<p>ウ 安否不明者等の氏名等公表</p> <p>(略)</p> <p>【行政・関係機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●住民等からの通報・問い合わせに対応する。</td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	(略)		(略)		●住民等からの通報・問い合わせに対応する。	情報班	(略)		82
計画内容	担当																						
(略)																							
(略)																							
●住民等からの通報・問い合わせに対応する。	情報班																						
(略)																							
計画内容	担当																						
(略)																							
(略)																							
●住民等からの通報・問い合わせに対応する。	情報班																						
(略)																							
84	<p>【広報の媒体と内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広報媒体</td> <td>音声</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文字</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 市防災アプリ・SNS（市公式X等） 4 緊急速報メール（エリアメール） 5 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 6 FAX（聴覚障害者等へ個別に）等 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	種別	内容	広報媒体	音声	(略)	文字	<ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 市防災アプリ・SNS（市公式X等） 4 緊急速報メール（エリアメール） 5 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 6 FAX（聴覚障害者等へ個別に）等 	<p>【広報の媒体と内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">広報媒体</td> <td>音声</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文字</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） 3 テレビ埼玉（データ放送） 4 市防災アプリ・SNS（市公式X等） 5 緊急速報メール（エリアメール） 6 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 7 FAX（聴覚障害者等へ個別に）等 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	種別	内容	広報媒体	音声	(略)	文字	<ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） 3 テレビ埼玉（データ放送） 4 市防災アプリ・SNS（市公式X等） 5 緊急速報メール（エリアメール） 6 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 7 FAX（聴覚障害者等へ個別に）等 	84				
項目	種別	内容																					
広報媒体	音声	(略)																					
	文字	<ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 市防災アプリ・SNS（市公式X等） 4 緊急速報メール（エリアメール） 5 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 6 FAX（聴覚障害者等へ個別に）等 																					
項目	種別	内容																					
広報媒体	音声	(略)																					
	文字	<ol style="list-style-type: none"> 1 市ホームページ 2 ケーブルテレビ（テロップ） 3 テレビ埼玉（データ放送） 4 市防災アプリ・SNS（市公式X等） 5 緊急速報メール（エリアメール） 6 さかろんメール・埼玉県防災情報メール 7 FAX（聴覚障害者等へ個別に）等 																					

頁	修正後	修正前	頁								
	<table border="1" data-bbox="210 156 1010 204"> <tr> <td data-bbox="210 156 416 204">広報内容</td> <td data-bbox="416 156 1010 204">(略)</td> </tr> </table> (略)	広報内容	(略)	<table border="1" data-bbox="1068 156 1868 204"> <tr> <td data-bbox="1068 156 1274 204">広報内容</td> <td data-bbox="1274 156 1868 204">(略)</td> </tr> </table> (略)	広報内容	(略)					
広報内容	(略)										
広報内容	(略)										
86	第6節 医療救護等対策 第1 基本方針 市内には、病院5か所、診療所122か所（医療69か所（坂戸保健所、坂戸市立市民健康センター含む。）、歯科53か所）等、全体で127か所の医療施設（令和6年11月末現在）がある。災害時には、これらの施設との連携を図るとともに、市内3か所に医療救護拠点を設け、地域防災拠点等に救護所を設置し、負傷者等の救護に当たる。 (略)	第6節 医療救護等対策 第1 基本方針 市内には、病院5か所、診療所119か所（医療67か所（坂戸保健所、坂戸市立市民健康センター含む。）、歯科52か所）等、全体で124か所の医療施設（令和6年8月末現在）がある。災害時には、これらの施設との連携を図るとともに、市内3か所に医療救護拠点を設け、地域防災拠点等に救護所を設置し、負傷者等の救護に当たる。 (略)	86								
95	(2) 具体的な取組内容 ア 行方不明者又は遺体の捜索・処理 (略) (イ) 行方不明者に関する相談窓口 【行政】 <table border="1" data-bbox="241 932 1016 1098"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 932 824 970">計画内容</th> <th data-bbox="824 932 1016 970">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 970 824 1098">●行方不明者に関する相談等は、生活再建のための支援制度の案内や受付を実施する被災者総合相談窓口で対応する。</td> <td data-bbox="824 970 1016 1098">市民生活班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●行方不明者に関する相談等は、生活再建のための支援制度の案内や受付を実施する被災者総合相談窓口で対応する。	市民生活班	(2) 具体的な取組内容 ア 行方不明者又は遺体の捜索・処理 (略) (イ) 行方不明者に関する相談窓口の設置 【行政】 <table border="1" data-bbox="1099 932 1874 1098"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 932 1682 970">計画内容</th> <th data-bbox="1682 932 1874 970">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 970 1682 1098">●行方不明者に関する相談窓口を設置する。</td> <td data-bbox="1682 970 1874 1098">市民生活班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●行方不明者に関する相談窓口を設置する。	市民生活班	95
計画内容	担当										
●行方不明者に関する相談等は、生活再建のための支援制度の案内や受付を実施する被災者総合相談窓口で対応する。	市民生活班										
計画内容	担当										
●行方不明者に関する相談窓口を設置する。	市民生活班										
98	2 遺体の埋・火葬 (略) (2) 具体的な取組内容 【行政】 <table border="1" data-bbox="241 1331 1016 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 1331 846 1369">計画内容</th> <th data-bbox="846 1331 1016 1369">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 1369 846 1453">「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。</td> <td data-bbox="846 1369 1016 1453">環境衛生班 情報班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。	環境衛生班 情報班	2 遺体の埋・火葬 (略) (2) 具体的な取組内容 【行政】 <table border="1" data-bbox="1099 1331 1874 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1331 1704 1369">計画内容</th> <th data-bbox="1704 1331 1874 1369">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1369 1704 1453">「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。</td> <td data-bbox="1704 1369 1874 1453">環境衛生班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。	環境衛生班	98
計画内容	担当										
「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。	環境衛生班 情報班										
計画内容	担当										
「災害時における遺体の埋火葬計画」に基づき、迅速かつ適切に行動する。	環境衛生班										

頁	修正後	修正前	頁								
	<ul style="list-style-type: none"> ●身元が判明しない遺体及び引取人のいない遺体の埋火葬を行う。 ●火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。 ●遺体を火葬に付す場合は、火葬場において火葬する。遺骨は、遺留品等とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明した場合には、縁者に引渡しを行う。 ●1年以内に身元が判明しない者は、納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。 <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●身元が判明しない遺体及び引取人のいない遺体の埋火葬を行う。 ●火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。 ●遺体を火葬に付す場合は、火葬場において火葬する。遺骨は、遺留品等とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明した場合には、縁者に引渡しを行う。 ●1年以内に身元が判明しない者は、納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋葬する。 <p>(略)</p>									
101	<p>イ 一時滞在施設の確保</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 804 1003 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 804 884 845">計画内容</th> <th data-bbox="884 804 1003 845">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 845 884 1209"> <ul style="list-style-type: none"> ●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在现场の確保を進める。 ＜使用予定施設＞ 坂戸駅：<u>坂戸市文化会館、坂戸駅前集会施設、セレモア坂戸駅前会館</u> 北坂戸駅：<u>坂戸市文化施設オルモ、北坂戸メモリードホール</u> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="884 845 1003 1209">総務部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在现场の確保を進める。 ＜使用予定施設＞ 坂戸駅：<u>坂戸市文化会館、坂戸駅前集会施設、セレモア坂戸駅前会館</u> 北坂戸駅：<u>坂戸市文化施設オルモ、北坂戸メモリードホール</u> <p>(略)</p>	総務部	<p>イ 一時滞在施設の確保</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1070 804 1863 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 804 1744 845">計画内容</th> <th data-bbox="1744 804 1863 845">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 845 1744 1209"> <ul style="list-style-type: none"> ●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在现场の確保を進める。 ＜使用予定施設＞ 坂戸駅：<u>セレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホール、坂戸市立坂戸駅前集会施設</u> 北坂戸駅：<u>坂戸市文化施設オルモ、坂戸市文化会館ふれあ</u> <p>(略)</p> </td> <td data-bbox="1744 845 1863 1209">総務部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在现场の確保を進める。 ＜使用予定施設＞ 坂戸駅：<u>セレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホール、坂戸市立坂戸駅前集会施設</u> 北坂戸駅：<u>坂戸市文化施設オルモ、坂戸市文化会館ふれあ</u> <p>(略)</p>	総務部	101
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在现场の確保を進める。 ＜使用予定施設＞ 坂戸駅：<u>坂戸市文化会館、坂戸駅前集会施設、セレモア坂戸駅前会館</u> 北坂戸駅：<u>坂戸市文化施設オルモ、北坂戸メモリードホール</u> <p>(略)</p>	総務部										
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●市内各駅について、公共施設や応援協定に基づく一時滞在现场の確保を進める。 ＜使用予定施設＞ 坂戸駅：<u>セレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホール、坂戸市立坂戸駅前集会施設</u> 北坂戸駅：<u>坂戸市文化施設オルモ、坂戸市文化会館ふれあ</u> <p>(略)</p>	総務部										
104	<p>2 一時滞在施設の開設・運営</p> <p>(略)</p>	<p>2 一時滞在施設の開設・運営</p> <p>(略)</p>	104								

頁	修正後	修正前	頁								
	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 277 1005 523"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 帰宅困難者の一時滞在施設として、まず、坂戸市文化施設オルモ、<u>坂戸市文化会館</u>及び坂戸駅前集会施設を開設し、必要に応じてセレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホールに開設を依頼する。</td> <td>統括班 市民生活班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	● 帰宅困難者の一時滞在施設として、まず、坂戸市文化施設オルモ、 <u>坂戸市文化会館</u> 及び坂戸駅前集会施設を開設し、必要に応じてセレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホールに開設を依頼する。	統括班 市民生活班	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1072 277 1868 523"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 帰宅困難者の一時滞在施設として、まず、坂戸市文化施設オルモ、<u>坂戸市文化会館ふれあ</u>及び<u>坂戸市立坂戸駅前集会施設</u>を開設し、必要に応じてセレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホールに開設を依頼する。</td> <td>統括班 市民生活班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	● 帰宅困難者の一時滞在施設として、まず、坂戸市文化施設オルモ、 <u>坂戸市文化会館ふれあ</u> 及び <u>坂戸市立坂戸駅前集会施設</u> を開設し、必要に応じてセレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホールに開設を依頼する。	統括班 市民生活班	
計画内容	担当										
● 帰宅困難者の一時滞在施設として、まず、坂戸市文化施設オルモ、 <u>坂戸市文化会館</u> 及び坂戸駅前集会施設を開設し、必要に応じてセレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホールに開設を依頼する。	統括班 市民生活班										
計画内容	担当										
● 帰宅困難者の一時滞在施設として、まず、坂戸市文化施設オルモ、 <u>坂戸市文化会館ふれあ</u> 及び <u>坂戸市立坂戸駅前集会施設</u> を開設し、必要に応じてセレモア坂戸駅前会館、北坂戸メモリードホールに開設を依頼する。	統括班 市民生活班										
109	<p>【避難施設の内容】</p> <p>避難施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所^{※1}：地震、大規模火災、水害から緊急的、一時的に避難する場所 <ul style="list-style-type: none"> ●公園、小・中学校校庭等のオープンスペース 一時避難場所^{※2}：災害時に危険を一時的に回避する場所 <ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所以外の公園、緑地等 一時滞在施設：帰宅困難者が、公共交通機関が回復するまで待機する場所 <ul style="list-style-type: none"> ●坂戸市文化会館、坂戸市文化施設オルモ、<u>坂戸駅前集会施設</u>、協定締結民間施設 水害時の一時的な避難所：水害時に、一時的に避難する場所として2階以上を開放する施設 <ul style="list-style-type: none"> ●上谷小学校、坂戸小学校、桜小学校、桜中学校、勝呂地域交流センター、入西地域交流センター、坂戸市文化会館、坂戸市文化施設オルモ、健康増進施設、西清掃センター 指定避難所^{※3}：災害時に被災した市民が、一時的に避難する又は避難生活を送る施設 <ul style="list-style-type: none"> ●指定された小・中学校の体育館・校舎等、公共施設等 自主避難所^{※4}：自主的に避難した避難者を一時的に受け入れる施設 <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災拠点（地域交流センター等） 福祉避難所：指定避難所での避難生活が困難な要配慮者が避難生活を送る施設 <ul style="list-style-type: none"> ●県立坂戸高等学校（指定福祉避難所^{※5}）、協定締結福祉施設 <p>※1 指定緊急避難場所： (略)</p> <p>※2 一時避難場所： 法的な規定はなく、指定緊急避難場所のほか、区・</p>	<p>【避難施設の内容】</p> <p>避難施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所^{※1}：地震、大規模火災、水害から緊急的、一時的に避難する場所 <ul style="list-style-type: none"> ●公園、小・中学校校庭等のオープンスペース 一時避難場所^{※2}：災害時に危険を一時的に回避する場所 <ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所以外の公園、緑地等 一時滞在施設：帰宅困難者が、公共交通機関が回復するまで待機する場所 <ul style="list-style-type: none"> ●坂戸市文化会館、坂戸市文化施設オルモ、<u>駅前集会施設</u>、協定締結民間施設 水害時の一時的な避難所：水害時に、一時的に避難する場所として2階以上を開放する施設 <ul style="list-style-type: none"> ●上谷小学校、坂戸小学校、桜小学校、桜中学校、勝呂地域交流センター、入西地域交流センター、坂戸市文化会館、坂戸市文化施設オルモ、健康増進施設、西清掃センター 指定避難所^{※3}：災害時に被災した市民が、一時的に避難する又は避難生活を送る施設 <ul style="list-style-type: none"> ●指定された小・中学校の体育館・校舎等、公共施設等 自主避難所^{※4}：自主的に避難した避難者を一時的に受け入れる施設 <ul style="list-style-type: none"> ●地域防災拠点（地域交流センター等） 福祉避難所：指定避難所での避難生活が困難な要配慮者が避難生活を送る施設 <ul style="list-style-type: none"> ●県立坂戸高等学校（指定福祉避難所^{※5}）、協定締結福祉施設 <p>※1 指定緊急避難場所： (略)</p> <p>※2 一時避難場所： 法的な規定はなく、指定緊急避難場所のほか、区・</p>	109								

頁	修正後	修正前	頁																																				
	<p>自治会や自主防災組織等が、災害時に地区住民が一時的に避難する場所として任意に決めている場所（公園、集会所、緑地、寺社等で、指定緊急避難場所と同じ場所であることもある。）の呼称であり、本市が管理している施設では、公園や緑地等といった屋外施設を一時避難場所としている。</p> <p>※3 指定避難所： <u>(略)</u></p> <p>※4 自主避難所： <u>(略)</u></p> <p>※5 指定福祉避難所： <u>(略)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>自治会や自主防災組織等が、災害時に地区住民が一時的に避難する場所として任意に決めている場所（公園、集会所、緑地、寺社等で、指定緊急避難場所と同じ場所であることもある。）の呼称であり、本市が管理している施設では、公園や緑地、<u>レクリエーション施設</u>といった屋外施設を一時避難場所としている。</p> <p>※3 指定避難所： <u>(略)</u></p> <p>※3 自主避難所： <u>(略)</u></p> <p>※4 指定福祉避難所： <u>(略)</u></p> <p><u>(略)</u></p>																																					
111	<p>(オ) 住民への周知 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="241 746 1014 954"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>●防災訓練等において初期消火等の方法を市民に周知する。</td> <td>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	計画内容	担当	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	総務部	●防災訓練等において初期消火等の方法を市民に周知する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合	<p>(オ) 住民への周知 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="1104 746 1877 954"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td>●防災訓練等において初期消火の方法を市民に周知する。</td> <td>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(略)</u></p>	計画内容	担当	<u>(略)</u>		<u>(略)</u>	総務部	●防災訓練等において初期消火の方法を市民に周知する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合	110																				
計画内容	担当																																						
<u>(略)</u>																																							
<u>(略)</u>	総務部																																						
●防災訓練等において初期消火等の方法を市民に周知する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合																																						
計画内容	担当																																						
<u>(略)</u>																																							
<u>(略)</u>	総務部																																						
●防災訓練等において初期消火の方法を市民に周知する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合																																						
118	<p>【地域防災拠点及び避難所と該当町・字（水害）】</p> <table border="1" data-bbox="181 1086 1014 1457"> <thead> <tr> <th>地域防災拠点</th> <th>避難所</th> <th>該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されている区・自治会・マンション名が優先して該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳野地域交流センター</td> <td>三芳野小学校</td> <td>紺屋、横沼、小沼、青木</td> </tr> <tr> <td>三芳野地域交流センター 又は 勝呂地域交流センター</td> <td>三芳野小学校 又は 住吉中学校</td> <td>中小坂中、公団東坂戸団地、県営住宅東坂戸団地、東坂戸住宅、ヴェルディール東坂戸</td> </tr> <tr> <td>勝呂地域交流センター</td> <td>勝呂小学校 住吉中学校</td> <td>石井、島田、赤尾、若葉・ひいらぎタウン</td> </tr> <tr> <td>中央地域交流センター</td> <td>坂戸中学校</td> <td>塚越、戸宮</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緑町、南町、坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2、坂戸4区の2、八幡1・2区、関間1・2区、千代田一丁</td> </tr> </tbody> </table>	地域防災拠点	避難所	該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されている区・自治会・マンション名が優先して該当)	三芳野地域交流センター	三芳野小学校	紺屋、横沼、小沼、青木	三芳野地域交流センター 又は 勝呂地域交流センター	三芳野小学校 又は 住吉中学校	中小坂中、公団東坂戸団地、県営住宅東坂戸団地、東坂戸住宅、ヴェルディール東坂戸	勝呂地域交流センター	勝呂小学校 住吉中学校	石井、島田、赤尾、若葉・ひいらぎタウン	中央地域交流センター	坂戸中学校	塚越、戸宮			緑町、南町、坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2、坂戸4区の2、八幡1・2区、関間1・2区、千代田一丁	<p>【地域防災拠点及び避難所と該当町・字（水害）】</p> <table border="1" data-bbox="1043 1086 1877 1457"> <thead> <tr> <th>地域防災拠点</th> <th>避難所</th> <th>該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されている区・自治会・マンション名が優先して該当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳野地域交流センター</td> <td>三芳野小学校</td> <td>紺屋、横沼、小沼、青木</td> </tr> <tr> <td>三芳野地域交流センター 又は 勝呂地域交流センター</td> <td>三芳野小学校 又は 住吉中学校</td> <td>中小坂中、公団東坂戸団地、県営住宅東坂戸団地、東坂戸住宅、ヴェルディール東坂戸</td> </tr> <tr> <td>勝呂地域交流センター</td> <td>勝呂小学校 住吉中学校</td> <td>石井、島田、赤尾、若葉・ひいらぎタウン</td> </tr> <tr> <td>中央地域交流センター</td> <td>坂戸中学校</td> <td>塚越、戸宮</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緑町、南町、坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2、坂戸4区の2、八幡1・2区、関間1・2区、千代田一丁</td> </tr> </tbody> </table>	地域防災拠点	避難所	該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されている区・自治会・マンション名が優先して該当)	三芳野地域交流センター	三芳野小学校	紺屋、横沼、小沼、青木	三芳野地域交流センター 又は 勝呂地域交流センター	三芳野小学校 又は 住吉中学校	中小坂中、公団東坂戸団地、県営住宅東坂戸団地、東坂戸住宅、ヴェルディール東坂戸	勝呂地域交流センター	勝呂小学校 住吉中学校	石井、島田、赤尾、若葉・ひいらぎタウン	中央地域交流センター	坂戸中学校	塚越、戸宮			緑町、南町、坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2、坂戸4区の2、八幡1・2区、関間1・2区、千代田一丁	118
地域防災拠点	避難所	該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されている区・自治会・マンション名が優先して該当)																																					
三芳野地域交流センター	三芳野小学校	紺屋、横沼、小沼、青木																																					
三芳野地域交流センター 又は 勝呂地域交流センター	三芳野小学校 又は 住吉中学校	中小坂中、公団東坂戸団地、県営住宅東坂戸団地、東坂戸住宅、ヴェルディール東坂戸																																					
勝呂地域交流センター	勝呂小学校 住吉中学校	石井、島田、赤尾、若葉・ひいらぎタウン																																					
中央地域交流センター	坂戸中学校	塚越、戸宮																																					
		緑町、南町、坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2、坂戸4区の2、八幡1・2区、関間1・2区、千代田一丁																																					
地域防災拠点	避難所	該当町・字・区・自治会・マンション名等 (区・自治会・マンション名で記載されている場合は、他の欄で該当する町・字が記載されている区・自治会・マンション名が優先して該当)																																					
三芳野地域交流センター	三芳野小学校	紺屋、横沼、小沼、青木																																					
三芳野地域交流センター 又は 勝呂地域交流センター	三芳野小学校 又は 住吉中学校	中小坂中、公団東坂戸団地、県営住宅東坂戸団地、東坂戸住宅、ヴェルディール東坂戸																																					
勝呂地域交流センター	勝呂小学校 住吉中学校	石井、島田、赤尾、若葉・ひいらぎタウン																																					
中央地域交流センター	坂戸中学校	塚越、戸宮																																					
		緑町、南町、坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2、坂戸4区の2、八幡1・2区、関間1・2区、千代田一丁																																					

頁	修正後		修正前		頁																																																																																											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 156 405 280">県立坂戸ろう学園</td> <td data-bbox="405 156 1032 280">目1・2区 坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町、清水町1区、第一住宅坂戸団地、フラワーフィル柳町、片柳北・東・西・中・南、芦山町1～3区、末広町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 280 405 357">千代田地域交流センター</td> <td data-bbox="405 280 1032 357"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 280 672 330">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 280 1032 330">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 330 672 357">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 330 1032 357">北坂戸団地</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 357 405 384">中央地域交流センター</td> <td data-bbox="405 357 1032 384">坂戸中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 384 405 557">千代田地域交流センター</td> <td data-bbox="405 384 1032 557"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 384 672 411">南小学校</td> <td data-bbox="672 384 1032 411">坂戸7・8区、鶴舞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 411 672 461">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 411 1032 461">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 461 672 504">南小学校</td> <td data-bbox="672 461 1032 504">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 504 672 557">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 504 1032 557">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 557 405 654">入西地域交流センター</td> <td data-bbox="405 557 1032 654">入西小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 654 405 681">大家地域交流センター</td> <td data-bbox="405 654 1032 681">大家小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 681 405 724">若宮中学校</td> <td data-bbox="405 681 1032 724">森戸、四日市場、厚川、萱方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 724 405 751">城山学園</td> <td data-bbox="405 724 1032 751">欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 751 405 778">城山地域交流センター</td> <td data-bbox="405 751 1032 778">多和目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 778 405 805"></td> <td data-bbox="405 778 1032 805">西坂戸</td> </tr> </table>	県立坂戸ろう学園	目1・2区 坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町、清水町1区、第一住宅坂戸団地、フラワーフィル柳町、片柳北・東・西・中・南、芦山町1～3区、末広町	千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 280 672 330">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 280 1032 330">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 330 672 357">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 330 1032 357">北坂戸団地</td> </tr> </table>	千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田	千代田中学校	北坂戸団地	中央地域交流センター	坂戸中学校	千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 384 672 411">南小学校</td> <td data-bbox="672 384 1032 411">坂戸7・8区、鶴舞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 411 672 461">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 411 1032 461">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 461 672 504">南小学校</td> <td data-bbox="672 461 1032 504">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 504 672 557">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 504 1032 557">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> </table>	南小学校	坂戸7・8区、鶴舞	千代田小学校	花影、三光町、中富町	南小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区	千代田中学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭	入西地域交流センター	入西小学校	大家地域交流センター	大家小学校	若宮中学校	森戸、四日市場、厚川、萱方	城山学園	欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚	城山地域交流センター	多和目		西坂戸	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 156 1032 308"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 156 672 183">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 156 1032 183">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 183 672 210">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 183 1032 210">北坂戸団地</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="405 308 1032 384">坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 384 1032 411">中央地域交流センター</td> <td data-bbox="405 384 1032 411">坂戸中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 411 1032 584">千代田地域交流センター</td> <td data-bbox="405 411 1032 584"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 411 672 438">南小学校</td> <td data-bbox="672 411 1032 438">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 438 672 481">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 438 1032 481">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 481 672 525">南小学校</td> <td data-bbox="672 481 1032 525">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 525 672 584">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 525 1032 584">千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 584 1032 708">入西地域交流センター</td> <td data-bbox="405 584 1032 708">入西小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 708 1032 735">大家地域交流センター</td> <td data-bbox="405 708 1032 735">大家小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 735 1032 778">若宮中学校</td> <td data-bbox="405 735 1032 778">森戸、四日市場、厚川、萱方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 778 1032 805">城山学園</td> <td data-bbox="405 778 1032 805">欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 805 1032 833">城山地域交流センター</td> <td data-bbox="405 805 1032 833">多和目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 833 1032 860"></td> <td data-bbox="405 833 1032 860">西坂戸</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 156 672 183">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 156 1032 183">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 183 672 210">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 183 1032 210">北坂戸団地</td> </tr> </table>	千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田	千代田中学校	北坂戸団地	坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町	中央地域交流センター	坂戸中学校	千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 411 672 438">南小学校</td> <td data-bbox="672 411 1032 438">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 438 672 481">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 438 1032 481">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 481 672 525">南小学校</td> <td data-bbox="672 481 1032 525">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 525 672 584">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 525 1032 584">千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区</td> </tr> </table>	南小学校	花影、三光町、中富町	千代田小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区	南小学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭	千代田中学校	千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区	入西地域交流センター	入西小学校	大家地域交流センター	大家小学校	若宮中学校	森戸、四日市場、厚川、萱方	城山学園	欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚	城山地域交流センター	多和目		西坂戸	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 156 1263 308"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 156 1263 183">千代田小学校</td> <td data-bbox="1263 156 1890 183">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 183 1263 210">千代田中学校</td> <td data-bbox="1263 183 1890 210">北坂戸団地</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1032 308 1890 384">坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 384 1890 411">中央地域交流センター</td> <td data-bbox="1032 384 1890 411">坂戸中学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 411 1890 584">千代田地域交流センター</td> <td data-bbox="1032 411 1890 584"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 411 1263 438">南小学校</td> <td data-bbox="1263 411 1890 438">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 438 1263 481">千代田小学校</td> <td data-bbox="1263 438 1890 481">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 481 1263 525">南小学校</td> <td data-bbox="1263 481 1890 525">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 525 1263 584">千代田中学校</td> <td data-bbox="1263 525 1890 584">千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 584 1890 708">入西地域交流センター</td> <td data-bbox="1032 584 1890 708">入西小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 708 1890 735">大家地域交流センター</td> <td data-bbox="1032 708 1890 735">大家小学校</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 735 1890 778">若宮中学校</td> <td data-bbox="1032 735 1890 778">森戸、四日市場、厚川、萱方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 778 1890 805">城山学園</td> <td data-bbox="1032 778 1890 805">欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 805 1890 833">城山地域交流センター</td> <td data-bbox="1032 805 1890 833">多和目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 833 1890 860"></td> <td data-bbox="1032 833 1890 860">西坂戸</td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 156 1263 183">千代田小学校</td> <td data-bbox="1263 156 1890 183">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 183 1263 210">千代田中学校</td> <td data-bbox="1263 183 1890 210">北坂戸団地</td> </tr> </table>	千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田	千代田中学校	北坂戸団地	坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町	中央地域交流センター	坂戸中学校	千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 411 1263 438">南小学校</td> <td data-bbox="1263 411 1890 438">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 438 1263 481">千代田小学校</td> <td data-bbox="1263 438 1890 481">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 481 1263 525">南小学校</td> <td data-bbox="1263 481 1890 525">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 525 1263 584">千代田中学校</td> <td data-bbox="1263 525 1890 584">千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区</td> </tr> </table>	南小学校	花影、三光町、中富町	千代田小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区	南小学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭	千代田中学校	千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区	入西地域交流センター	入西小学校	大家地域交流センター	大家小学校	若宮中学校	森戸、四日市場、厚川、萱方	城山学園	欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚	城山地域交流センター	多和目		西坂戸	
県立坂戸ろう学園	目1・2区 坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町、清水町1区、第一住宅坂戸団地、フラワーフィル柳町、片柳北・東・西・中・南、芦山町1～3区、末広町																																																																																															
千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 280 672 330">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 280 1032 330">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 330 672 357">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 330 1032 357">北坂戸団地</td> </tr> </table>	千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田	千代田中学校	北坂戸団地																																																																																											
千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田																																																																																															
千代田中学校	北坂戸団地																																																																																															
中央地域交流センター	坂戸中学校																																																																																															
千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 384 672 411">南小学校</td> <td data-bbox="672 384 1032 411">坂戸7・8区、鶴舞</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 411 672 461">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 411 1032 461">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 461 672 504">南小学校</td> <td data-bbox="672 461 1032 504">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 504 672 557">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 504 1032 557">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> </table>	南小学校	坂戸7・8区、鶴舞	千代田小学校	花影、三光町、中富町	南小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区	千代田中学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭																																																																																							
南小学校	坂戸7・8区、鶴舞																																																																																															
千代田小学校	花影、三光町、中富町																																																																																															
南小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区																																																																																															
千代田中学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭																																																																																															
入西地域交流センター	入西小学校																																																																																															
大家地域交流センター	大家小学校																																																																																															
若宮中学校	森戸、四日市場、厚川、萱方																																																																																															
城山学園	欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚																																																																																															
城山地域交流センター	多和目																																																																																															
	西坂戸																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 156 672 183">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 156 1032 183">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 183 672 210">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 183 1032 210">北坂戸団地</td> </tr> </table>	千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田	千代田中学校	北坂戸団地	坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町																																																																																											
千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田																																																																																															
千代田中学校	北坂戸団地																																																																																															
中央地域交流センター	坂戸中学校																																																																																															
千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="405 411 672 438">南小学校</td> <td data-bbox="672 411 1032 438">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 438 672 481">千代田小学校</td> <td data-bbox="672 438 1032 481">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 481 672 525">南小学校</td> <td data-bbox="672 481 1032 525">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 525 672 584">千代田中学校</td> <td data-bbox="672 525 1032 584">千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区</td> </tr> </table>	南小学校	花影、三光町、中富町	千代田小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区	南小学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭	千代田中学校	千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区																																																																																							
南小学校	花影、三光町、中富町																																																																																															
千代田小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区																																																																																															
南小学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭																																																																																															
千代田中学校	千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区																																																																																															
入西地域交流センター	入西小学校																																																																																															
大家地域交流センター	大家小学校																																																																																															
若宮中学校	森戸、四日市場、厚川、萱方																																																																																															
城山学園	欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚																																																																																															
城山地域交流センター	多和目																																																																																															
	西坂戸																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 156 1263 183">千代田小学校</td> <td data-bbox="1263 156 1890 183">泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 183 1263 210">千代田中学校</td> <td data-bbox="1263 183 1890 210">北坂戸団地</td> </tr> </table>	千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田	千代田中学校	北坂戸団地	坂戸4区の1、坂戸3区、坂戸5区(3丁目)、坂戸6区の1～3、葉師町																																																																																											
千代田小学校	泉町、溝端町南、13街区末広、伊豆の山町西、伊豆の山北、上吉田																																																																																															
千代田中学校	北坂戸団地																																																																																															
中央地域交流センター	坂戸中学校																																																																																															
千代田地域交流センター	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 411 1263 438">南小学校</td> <td data-bbox="1263 411 1890 438">花影、三光町、中富町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 438 1263 481">千代田小学校</td> <td data-bbox="1263 438 1890 481">石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 481 1263 525">南小学校</td> <td data-bbox="1263 481 1890 525">関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1032 525 1263 584">千代田中学校</td> <td data-bbox="1263 525 1890 584">千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区</td> </tr> </table>	南小学校	花影、三光町、中富町	千代田小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区	南小学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭	千代田中学校	千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区																																																																																							
南小学校	花影、三光町、中富町																																																																																															
千代田小学校	石井市営住宅、若葉台マンション、栄、千代田二丁目1・3区																																																																																															
南小学校	関間3区、コンドミニアム坂戸、関間四丁目、千代田三丁目1区、谷頭																																																																																															
千代田中学校	千代田二丁目2・4・5区、若葉台第一住宅、千代田四丁目1区																																																																																															
入西地域交流センター	入西小学校																																																																																															
大家地域交流センター	大家小学校																																																																																															
若宮中学校	森戸、四日市場、厚川、萱方																																																																																															
城山学園	欠ノ上、成願寺、森戸市場、厚川川向、北大塚																																																																																															
城山地域交流センター	多和目																																																																																															
	西坂戸																																																																																															
123	<p align="center">【要配慮者のために必要と思われる物資等(例示)】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 986 1032 1155"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ(字幕、手話による放送) <p>(略)</p> </td> </tr> </table>		<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ(字幕、手話による放送) <p>(略)</p>	<p align="center">【要配慮者のために必要と思われる物資等(例示)】</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 986 1890 1155"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ <p>(略)</p> </td> </tr> </table>		<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ <p>(略)</p>	123																																																																																									
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ(字幕、手話による放送) <p>(略)</p>																																																																																																
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ <p>(略)</p>																																																																																																
129	<p>2 要配慮者全般の安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1347 1032 1428"> <p>ア 要配慮者の安全確保</p> <p>【行政・関係機関】</p> </td> </tr> </table>		<p>ア 要配慮者の安全確保</p> <p>【行政・関係機関】</p>	<p>2 要配慮者全般の安全対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1032 1347 1890 1428"> <p>ア 要配慮者の安全確保</p> <p>【行政・関係機関】</p> </td> </tr> </table>		<p>ア 要配慮者の安全確保</p> <p>【行政・関係機関】</p>	129																																																																																									
<p>ア 要配慮者の安全確保</p> <p>【行政・関係機関】</p>																																																																																																
<p>ア 要配慮者の安全確保</p> <p>【行政・関係機関】</p>																																																																																																

頁	修正後		修正前		頁															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 156 815 197">計画内容</th> <th data-bbox="815 156 1003 197">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 197 815 239">(略)</td> <td data-bbox="815 197 1003 239"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 239 815 564"> (略) 2 社会福祉施設との連携 ① 災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。 (略) </td> <td data-bbox="815 239 1003 564"> 総務部 こども健康部 福祉部 </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		(略) 2 社会福祉施設との連携 ① 災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。 (略)	総務部 こども健康部 福祉部		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1068 156 1673 197">計画内容</th> <th data-bbox="1673 156 1861 197">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1068 197 1673 239">(略)</td> <td data-bbox="1673 197 1861 239"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1068 239 1673 564"> (略) 2 社会福祉施設との連携 ① 災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。 (略) </td> <td data-bbox="1673 239 1861 564"> 総務部 こども健康部 福祉部 </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		(略) 2 社会福祉施設との連携 ① 災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。 (略)	総務部 こども健康部 福祉部					
計画内容	担当																			
(略)																				
(略) 2 社会福祉施設との連携 ① 災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。 (略)	総務部 こども健康部 福祉部																			
計画内容	担当																			
(略)																				
(略) 2 社会福祉施設との連携 ① 災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設に入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談等施設の有する機能の活用も図る。 (略)	総務部 こども健康部 福祉部																			
136	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="210 692 815 724">ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="210 724 815 756">【行政】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="210 756 815 798">計画内容</th> <th data-bbox="815 756 1003 798">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 798 815 1011"> ●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ(字幕・手話による放送)等により、情報を随時提供していくよう努める。 (略) </td> <td data-bbox="815 798 1003 1011"> 現地災害対策本部 保健衛生班 現地対応班 福祉班 </td> </tr> </tbody> </table>	ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援		【行政】		計画内容	担当	●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ(字幕・手話による放送)等により、情報を随時提供していくよう努める。 (略)	現地災害対策本部 保健衛生班 現地対応班 福祉班		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1068 692 1673 724">ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1068 724 1673 756">【行政】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1068 756 1673 798">計画内容</th> <th data-bbox="1673 756 1861 798">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1068 798 1673 1011"> ●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していくよう努める。 (略) </td> <td data-bbox="1673 798 1861 1011"> 現地災害対策本部 保健衛生班 現地対応班 福祉班 </td> </tr> </tbody> </table>	ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援		【行政】		計画内容	担当	●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していくよう努める。 (略)	現地災害対策本部 保健衛生班 現地対応班 福祉班	136
ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援																				
【行政】																				
計画内容	担当																			
●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ(字幕・手話による放送)等により、情報を随時提供していくよう努める。 (略)	現地災害対策本部 保健衛生班 現地対応班 福祉班																			
ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援																				
【行政】																				
計画内容	担当																			
●聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣を行うほか、FAXや文字放送テレビ等により、情報を随時提供していくよう努める。 (略)	現地災害対策本部 保健衛生班 現地対応班 福祉班																			
138	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="210 1139 815 1171">イ 情報提供及び相談窓口の開設</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="210 1171 815 1203">【行政】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="210 1203 815 1244">計画内容</th> <th data-bbox="815 1203 1003 1244">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1244 815 1417"> ●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。 </td> <td data-bbox="815 1244 1003 1417"> 市民生活班 ボランティア班 </td> </tr> </tbody> </table>	イ 情報提供及び相談窓口の開設		【行政】		計画内容	担当	●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。	市民生活班 ボランティア班		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1068 1139 1673 1171">イ 情報提供及び相談窓口の開設</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1068 1171 1673 1203">【行政】</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1068 1203 1673 1244">計画内容</th> <th data-bbox="1673 1203 1861 1244">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1068 1244 1673 1417"> ●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。 </td> <td data-bbox="1673 1244 1861 1417"> 市民生活班 </td> </tr> </tbody> </table>	イ 情報提供及び相談窓口の開設		【行政】		計画内容	担当	●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。	市民生活班	138
イ 情報提供及び相談窓口の開設																				
【行政】																				
計画内容	担当																			
●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。	市民生活班 ボランティア班																			
イ 情報提供及び相談窓口の開設																				
【行政】																				
計画内容	担当																			
●市は、県と連携して外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティア等の確保を図り、母国語による情報提供や相談窓口を設置する。	市民生活班																			

頁	修正後	修正前	頁												
139	<p>第2 具体的取組 <予防・事前対策> (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 ア 給水体制の整備 【行政・関係機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。</td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	(略)		● 応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。	総務部	<p>第2 具体的取組 <予防・事前対策> (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 ア 給水体制の整備 【行政・関係機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。</td> <td>総務部 環境産業部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	(略)		● 応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。	総務部 環境産業部	139
計画内容	担当														
(略)															
● 応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。	総務部														
計画内容	担当														
(略)															
● 応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。	総務部 環境産業部														
142	<p>(イ) 避難者数の想定 (略)</p> <p>【避難者数等】※3日目までの1日当たりの避難者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者数</td> <td>5,415人</td> <td> ① (略) 3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数（101,203人）から総人口比^{※1}を算出する。 $5,465人 / 101,203人 \div 5.4\%$ ② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。 $100,275人^{※2} \times 5.4\% \div 5,415人$ </td> </tr> </tbody> </table>	項目	人数	算定根拠	避難者数	5,415人	① (略) 3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数（101,203人）から総人口比 ^{※1} を算出する。 $5,465人 / 101,203人 \div 5.4\%$ ② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。 $100,275人^{※2} \times 5.4\% \div 5,415人$	<p>(イ) 避難者数の想定 (略)</p> <p>【避難者数等】※3日目までの1日当たりの避難者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>算定根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者数</td> <td>5,415人</td> <td> ① (略) 3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数（101,203人）から総人口比を算出する。 $5,465人 / 101,203人 \div 5.4\%$ ② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。 $100,275人^{*} \times 5.4\% \div 5,415人$ </td> </tr> </tbody> </table>	項目	人数	算定根拠	避難者数	5,415人	① (略) 3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数（101,203人）から総人口比を算出する。 $5,465人 / 101,203人 \div 5.4\%$ ② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。 $100,275人^{*} \times 5.4\% \div 5,415人$	142
項目	人数	算定根拠													
避難者数	5,415人	① (略) 3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数（101,203人）から総人口比 ^{※1} を算出する。 $5,465人 / 101,203人 \div 5.4\%$ ② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。 $100,275人^{※2} \times 5.4\% \div 5,415人$													
項目	人数	算定根拠													
避難者数	5,415人	① (略) 3日後避難者数及び平成27年1月1日時点の市総人口数（101,203人）から総人口比を算出する。 $5,465人 / 101,203人 \div 5.4\%$ ② 令和2年10月1日時点の市人口総数に①で算出した総人口比を乗じて、避難者数を算定する。 $100,275人^{*} \times 5.4\% \div 5,415人$													

頁	修正後			修正前			頁																
	(乳児)	(57人)	1,059人(0歳児501人、1歳児558人 ^{※2})の約5.4%	(乳児)	(57人)	1,059人(0歳児501人、1歳児558人 [※])の約5.4%																	
	(略)			(略)																			
	<p>※1 市では、本計画の平成28年3月改定時では、県地震被害想定調査結果と当時の人口総数を基に総人口比を算出し、避難者数、乳児避難者数及び後期高齢者避難者数の算定に使用した。</p> <p>※2 各種市人口は令和2年10月1日時点(令和2年国勢調査)</p>			<p>(追加)</p> <p>※各種市人口は令和2年10月1日時点(令和2年国勢調査)</p>																			
142	<p>(ウ) 備蓄目標量 (略)</p> <p style="text-align: center;">【必要な飲料水備蓄量の推定】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>市</th> <th>必要な備蓄量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※飲料水については、浄水場の緊急遮断弁が震災時に稼働することで、各配水池へ相当量の飲料水が確保される見込みであるが、各避難所に給水所を開設するには、仮設水槽を浄水場まで持ち込み、飲料水を搬出する必要がある。そのため、各避難所においても、飲料水を備蓄しておく。</p>			供給対象者	市	必要な備蓄量	(略)			<p>(ウ) 備蓄目標量 (略)</p> <p style="text-align: center;">【必要な飲料水備蓄量の推定】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>供給対象者</th> <th>市</th> <th>必要な備蓄量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※飲料水については、浄水場の緊急遮断弁が震災時に稼働することで、各配水池へ相当量の飲料水が確保される見込みであるが、各避難所に給水所を開設するには、仮設水槽を浄水場まで持ち込み、飲料水を搬出する必要がある。そのため、各避難所においても、飲料水を備蓄しておく。<u>備蓄量としては、最低限の1日分とするが、足りない分については、各小中学校のプール等の水を活用することとし、各避難所には浄水器(携帯型)を配備していくこととする。</u></p>			供給対象者	市	必要な備蓄量	(略)			142				
供給対象者	市	必要な備蓄量																					
(略)																							
供給対象者	市	必要な備蓄量																					
(略)																							
156	<p><応急対策></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 災害救助法の適用</td></tr> <tr><td>2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td></tr> <tr><td>3 被災者総合相談窓口の開設</td></tr> <tr><td>4 災害廃棄物等の対策</td></tr> <tr><td>5 食品衛生監視</td></tr> <tr><td>6 動物愛護</td></tr> <tr><td>7 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>8 文教対策</td></tr> </table> <p>(略)</p>			1 災害救助法の適用	2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行	3 被災者総合相談窓口の開設	4 災害廃棄物等の対策	5 食品衛生監視	6 動物愛護	7 応急住宅対策	8 文教対策	<p><応急対策></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 災害救助法の適用</td></tr> <tr><td>2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td></tr> <tr><td>(追加)</td></tr> <tr><td>3 災害廃棄物等の対策</td></tr> <tr><td>4 食品衛生監視</td></tr> <tr><td>5 動物愛護</td></tr> <tr><td>6 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>7 文教対策</td></tr> </table> <p>(略)</p>			1 災害救助法の適用	2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行	(追加)	3 災害廃棄物等の対策	4 食品衛生監視	5 動物愛護	6 応急住宅対策	7 文教対策	159
1 災害救助法の適用																							
2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																							
3 被災者総合相談窓口の開設																							
4 災害廃棄物等の対策																							
5 食品衛生監視																							
6 動物愛護																							
7 応急住宅対策																							
8 文教対策																							
1 災害救助法の適用																							
2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																							
(追加)																							
3 災害廃棄物等の対策																							
4 食品衛生監視																							
5 動物愛護																							
6 応急住宅対策																							
7 文教対策																							

頁	修正後	修正前	頁																										
156	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害救助法の適用</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 277 1003 683"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項) (略) ● <u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事により救助法が適用される。(救助法第2条第2項)</u> </td> <td>統括班 福祉班</td> </tr> </tbody> </table> <p>【救助法の適用基準】</p> <table border="1" data-bbox="210 772 1003 896"> <thead> <tr> <th>基準1号</th> <th>市町村人口</th> <th>住家が滅失した世帯の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項) (略) ● <u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事により救助法が適用される。(救助法第2条第2項)</u> 	統括班 福祉班	基準1号	市町村人口	住家が滅失した世帯の数	(略)	(略)		(略)			<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 災害救助法の適用</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1070 277 1863 683"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項) (略) (追加) </td> <td>統括班 福祉班</td> </tr> </tbody> </table> <p>【救助法の適用基準】</p> <table border="1" data-bbox="1070 772 1863 896"> <thead> <tr> <th>基準1号</th> <th>市町村人口</th> <th>住家が滅失した世帯の数[※]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項) (略) (追加) 	統括班 福祉班	基準1号	市町村人口	住家が滅失した世帯の数 [※]	(略)	(略)		(略)			159
計画内容	担当																												
<ul style="list-style-type: none"> ● 次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項) (略) ● <u>災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事により救助法が適用される。(救助法第2条第2項)</u> 	統括班 福祉班																												
基準1号	市町村人口	住家が滅失した世帯の数																											
(略)	(略)																												
(略)																													
計画内容	担当																												
<ul style="list-style-type: none"> ● 次の適用基準に従い被害状況を把握し、適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して救助法の適用を要請する。(救助法施行令第1条第1項) (略) (追加) 	統括班 福祉班																												
基準1号	市町村人口	住家が滅失した世帯の数 [※]																											
(略)	(略)																												
(略)																													
158	<p>イ 応急救助の実施方法</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 1101 1003 1426"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年厚生省告示第228号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。 </td> <td>統括班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年厚生省告示第228号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。 	統括班	<p>イ 応急救助の実施方法</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1070 1101 1863 1426"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。 </td> <td>統括班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ● 救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。 	統括班	159																		
計画内容	担当																												
<ul style="list-style-type: none"> ● 救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年厚生省告示第228号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。 	統括班																												
計画内容	担当																												
<ul style="list-style-type: none"> ● 救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年厚生省告示第144号）」及び県が定めた「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」のほか、本計画の各章に定めるところによる。 	統括班																												

頁	修正後	修正前	頁								
	(略)	(略)									
161	<p>3 被災者総合相談窓口の開設</p> <p>(1) 取組方針 被災者のための総合相談窓口を開設するなどし、被災者の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害規模や被害状況等に応じて、被災者総合相談窓口を開設し、生活再建のための支援制度の案内や受付を実施する。</td> <td>市民生活班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	災害規模や被害状況等に応じて、被災者総合相談窓口を開設し、生活再建のための支援制度の案内や受付を実施する。	市民生活班	(追加)					
計画内容	担当										
災害規模や被害状況等に応じて、被災者総合相談窓口を開設し、生活再建のための支援制度の案内や受付を実施する。	市民生活班										
161	<p>4 災害廃棄物等の対策</p> <p>(略)</p>	<p>3 災害廃棄物等の対策</p> <p>(略)</p>	162								
164	<p>5 食品衛生監視</p> <p>(略)</p>	<p>4 食品衛生監視</p> <p>(略)</p>	165								
164	<p>6 動物愛護</p> <p>(略)</p> <p>ウ 情報の交換</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●県等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 (略)</td> <td>環境衛生班</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他</p> <p>【行政】</p>	計画内容	担当	●県等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 (略)	環境衛生班	<p>5 動物愛護</p> <p>(略)</p> <p>ウ 情報の交換</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●県及び動物救援本部等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 (略)</td> <td>環境衛生班</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ その他</p> <p>【行政】</p>	計画内容	担当	●県及び動物救援本部等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 (略)	環境衛生班	165
計画内容	担当										
●県等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 (略)	環境衛生班										
計画内容	担当										
●県及び動物救援本部等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 (略)	環境衛生班										

頁	修正後		修正前		頁																		
	計画内容	担当	計画内容	担当																			
	<p>●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、<u>警察等に協力を依頼する。</u></p>	環境衛生班	<p>●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、<u>動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。</u></p>	環境衛生班																			
166	<p><u>7 応急住宅対策</u> <u>(略)</u></p>		<p><u>6 応急住宅対策</u> <u>(略)</u></p>		166																		
170	<p><u>8 文教対策</u> <u>(略)</u></p>		<p><u>7 文教対策</u> <u>(略)</u></p>		170																		
175	<p><u>(エ) 被災者総合相談窓口</u> <u>【行政】</u></p> <table border="1" data-bbox="241 724 1016 887"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 724 855 766">計画内容</th> <th data-bbox="855 724 1016 766">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 766 855 887"> <p>●<u>市民の不安感の払拭や被災者支援制度の普及を図るため、被災者総合相談窓口による支援を引き続き行う。</u></p> </td> <td data-bbox="855 766 1016 887">市民生活班</td> </tr> </tbody> </table>		計画内容	担当	<p>●<u>市民の不安感の払拭や被災者支援制度の普及を図るため、被災者総合相談窓口による支援を引き続き行う。</u></p>	市民生活班	<p><u>(追加)</u></p>																
計画内容	担当																						
<p>●<u>市民の不安感の払拭や被災者支援制度の普及を図るため、被災者総合相談窓口による支援を引き続き行う。</u></p>	市民生活班																						
194	<p><u><応急対策></u></p> <table border="1" data-bbox="183 963 761 1353"> <tr><td data-bbox="183 963 761 1005">1 応急活動体制の確立</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1005 761 1046">2 情報の収集・伝達</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1046 761 1088"><u>(削除)</u></td></tr> <tr><td data-bbox="183 1088 761 1129">3 避難所の開設・運営</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1129 761 1171">4 医療救護</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1171 761 1212">5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1212 761 1254">6 農業者への支援</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1254 761 1295">7 降灰の処理</td></tr> <tr><td data-bbox="183 1295 761 1353">8 物価の安定、物資の安定供給</td></tr> </table> <p><u>(略)</u></p>		1 応急活動体制の確立	2 情報の収集・伝達	<u>(削除)</u>	3 避難所の開設・運営	4 医療救護	5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	6 農業者への支援	7 降灰の処理	8 物価の安定、物資の安定供給	<p><u><応急対策></u></p> <table border="1" data-bbox="1041 963 1619 1353"> <tr><td data-bbox="1041 963 1619 1005">1 応急活動体制の確立</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1005 1619 1046">2 情報の収集・伝達</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1046 1619 1088">3 警備・交通規制</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1088 1619 1129">4 避難所の開設・運営</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1129 1619 1171">5 医療救護</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1171 1619 1212">6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1212 1619 1254">7 農業者への支援</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1254 1619 1295">8 降灰の処理</td></tr> <tr><td data-bbox="1041 1295 1619 1353">9 物価の安定、物資の安定供給</td></tr> </table> <p><u>(略)</u></p>		1 応急活動体制の確立	2 情報の収集・伝達	3 警備・交通規制	4 避難所の開設・運営	5 医療救護	6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策	7 農業者への支援	8 降灰の処理	9 物価の安定、物資の安定供給	194
1 応急活動体制の確立																							
2 情報の収集・伝達																							
<u>(削除)</u>																							
3 避難所の開設・運営																							
4 医療救護																							
5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策																							
6 農業者への支援																							
7 降灰の処理																							
8 物価の安定、物資の安定供給																							
1 応急活動体制の確立																							
2 情報の収集・伝達																							
3 警備・交通規制																							
4 避難所の開設・運営																							
5 医療救護																							
6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策																							
7 農業者への支援																							
8 降灰の処理																							
9 物価の安定、物資の安定供給																							

頁	修正後	修正前	頁								
194	<p>2 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 (略)</p> <p>ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 483 1003 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 483 884 523">計画内容</th> <th data-bbox="884 483 1003 523">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 523 884 687"> <ul style="list-style-type: none"> ●降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 ●市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNSなど）も活用する。 </td> <td data-bbox="884 523 1003 687">統括班 広報班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 ●市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNSなど）も活用する。 	統括班 広報班	<p>2 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 (略)</p> <p>ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1070 483 1863 687"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 483 1744 523">計画内容</th> <th data-bbox="1744 483 1863 523">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 523 1744 687"> <ul style="list-style-type: none"> ●降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 ●市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNS、<u>データ放送</u>など）も活用する。 </td> <td data-bbox="1744 523 1863 687">統括班 広報班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	<ul style="list-style-type: none"> ●降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 ●市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNS、<u>データ放送</u>など）も活用する。 	統括班 広報班	194
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 ●市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNSなど）も活用する。 	統括班 広報班										
計画内容	担当										
<ul style="list-style-type: none"> ●降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。 ●市民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、SNS、<u>データ放送</u>など）も活用する。 	統括班 広報班										
197	<p>6 農業者への支援 (略)</p>	<p>6 <u>農林水産業者</u>への支援 (略)</p>	197								

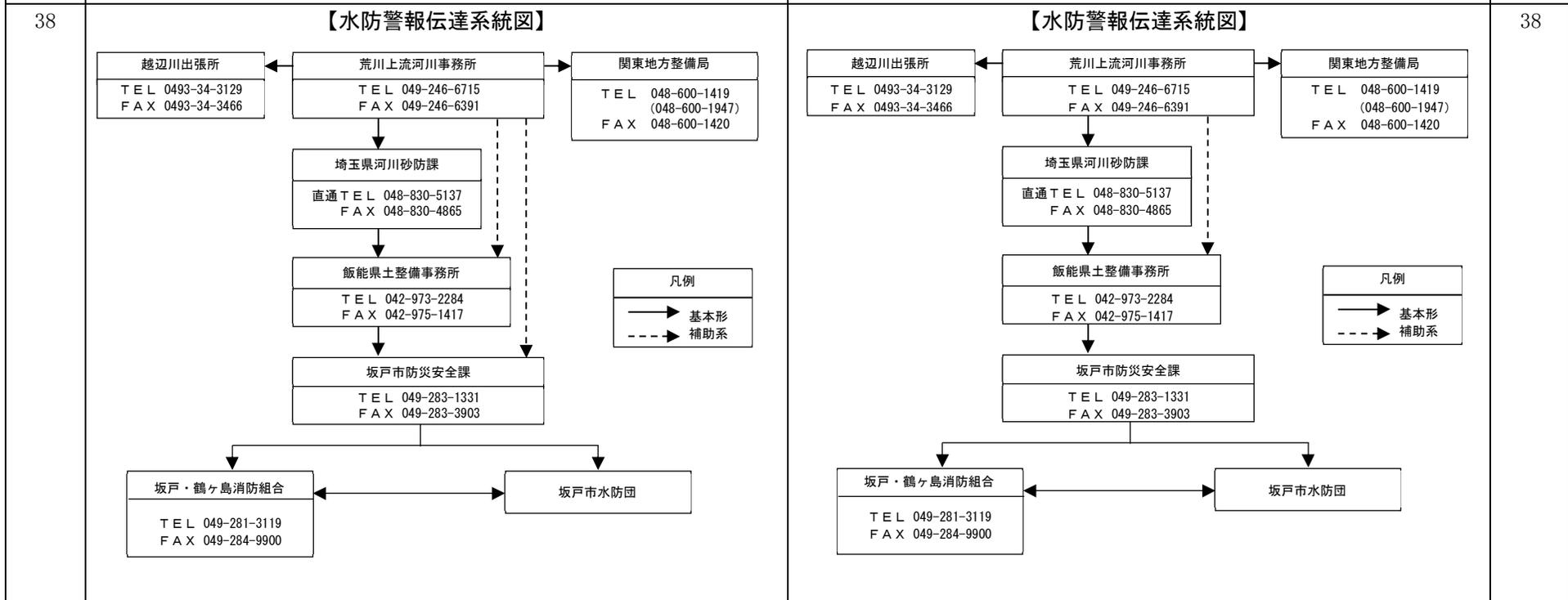
■第3編 風水害対策編

頁	修正後	修正前	頁																																																																																																																																																										
3	<p>第2節 施策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予防・事前対策</th> <th>応急対策</th> <th>復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第1節 自助、共助による防災力の向上</td> </tr> <tr> <td>自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)</td> <td>自助による応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の育成強化</td> <td rowspan="3">地域による応急対策の実施</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>民間防火組織の育成強化</td> </tr> <tr> <td>水防団の活動体制の充実</td> </tr> <tr> <td>事業所等における防災組織等の整備</td> <td>事業所による応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボランティア等の活動支援体制の整備</td> <td>ボランティアとの連携</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区防災計画の策定</td> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な避難行動に関する普及啓発</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保</td> </tr> <tr> <td>交通関連施設の安全確保</td> <td>道路ネットワークの確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</td> <td>交通規制</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>交通施設の応急対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフラインの確保</td> <td>ライフライン施設の応急対策</td> <td>ライフライン施設の早期復旧</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>発災時のエネルギー供給機能の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第10節 市民生活の早期再建</td> </tr> <tr> <td>罹災証明書の発行体制の整備</td> <td>災害救助法の適用</td> <td>生活再建等の支援</td> </tr> <tr> <td>応急住宅対策</td> <td>被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物愛護</td> <td>被災者総合相談窓口の開設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教対策</td> <td>災害廃棄物等の対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>動物愛護</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急住宅対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文教対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	予防・事前対策	応急対策	復旧対策	第1節 自助、共助による防災力の向上			自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施		自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施		民間防火組織の育成強化	水防団の活動体制の充実	事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施		ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携		地区防災計画の策定	(削除)		適切な避難行動に関する普及啓発			(略)			第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保			交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保		緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制			交通施設の応急対策		ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧	(削除)	発災時のエネルギー供給機能の確保		(略)			第10節 市民生活の早期再建			罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援	応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行		動物愛護	被災者総合相談窓口の開設		文教対策	災害廃棄物等の対策			動物愛護			応急住宅対策			文教対策		(略)			<p>第2節 施策の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予防・事前対策</th> <th>応急対策</th> <th>復旧対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">第1節 自助、共助による防災力の向上</td> </tr> <tr> <td>自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)</td> <td>自助による応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自主防災組織の育成強化</td> <td rowspan="3">地域による応急対策の実施</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>民間防火組織の育成強化</td> </tr> <tr> <td>水防団の活動体制の充実</td> </tr> <tr> <td>事業所等における防災組織等の整備</td> <td>事業所による応急対策の実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボランティア等の活動支援体制の整備</td> <td>ボランティアとの連携</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地区防災計画の策定</td> <td>地域の安全確保への協力</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適切な避難行動に関する普及啓発</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保</td> </tr> <tr> <td>交通関連施設の安全確保</td> <td>道路ネットワークの確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</td> <td>交通規制</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>交通施設の応急対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ライフラインの確保</td> <td>ライフライン施設の応急対策</td> <td>ライフライン施設の早期復旧</td> </tr> <tr> <td>エネルギーの確保</td> <td>発災時のエネルギー供給機能の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">第10節 市民生活の早期再建</td> </tr> <tr> <td>罹災証明書の発行体制の整備</td> <td>災害救助法の適用</td> <td>生活再建等の支援</td> </tr> <tr> <td>応急住宅対策</td> <td>被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物愛護</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文教対策</td> <td>災害廃棄物等の対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>動物愛護</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急住宅対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>文教対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	予防・事前対策	応急対策	復旧対策	第1節 自助、共助による防災力の向上			自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施		自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施		民間防火組織の育成強化	水防団の活動体制の充実	事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施		ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携		地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力		適切な避難行動に関する普及啓発			(略)			第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保			交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保		緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制			交通施設の応急対策		ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧	エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保		(略)			第10節 市民生活の早期再建			罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援	応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行		動物愛護	(追加)		文教対策	災害廃棄物等の対策			動物愛護			応急住宅対策			文教対策		(略)			3
予防・事前対策	応急対策	復旧対策																																																																																																																																																											
第1節 自助、共助による防災力の向上																																																																																																																																																													
自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施																																																																																																																																																												
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施																																																																																																																																																												
民間防火組織の育成強化																																																																																																																																																													
水防団の活動体制の充実																																																																																																																																																													
事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施																																																																																																																																																												
ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携																																																																																																																																																												
地区防災計画の策定	(削除)																																																																																																																																																												
適切な避難行動に関する普及啓発																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																													
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保																																																																																																																																																													
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保																																																																																																																																																												
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制																																																																																																																																																												
	交通施設の応急対策																																																																																																																																																												
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧																																																																																																																																																											
(削除)	発災時のエネルギー供給機能の確保																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																													
第10節 市民生活の早期再建																																																																																																																																																													
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援																																																																																																																																																											
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																																																																																																																																																												
動物愛護	被災者総合相談窓口の開設																																																																																																																																																												
文教対策	災害廃棄物等の対策																																																																																																																																																												
	動物愛護																																																																																																																																																												
	応急住宅対策																																																																																																																																																												
	文教対策																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																													
予防・事前対策	応急対策	復旧対策																																																																																																																																																											
第1節 自助、共助による防災力の向上																																																																																																																																																													
自助、共助による市民の防災力向上(普及啓発・防災教育)	自助による応急対策の実施																																																																																																																																																												
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施																																																																																																																																																												
民間防火組織の育成強化																																																																																																																																																													
水防団の活動体制の充実																																																																																																																																																													
事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施																																																																																																																																																												
ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携																																																																																																																																																												
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力																																																																																																																																																												
適切な避難行動に関する普及啓発																																																																																																																																																													
(略)																																																																																																																																																													
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保																																																																																																																																																													
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保																																																																																																																																																												
緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	交通規制																																																																																																																																																												
	交通施設の応急対策																																																																																																																																																												
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧																																																																																																																																																											
エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																													
第10節 市民生活の早期再建																																																																																																																																																													
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援																																																																																																																																																											
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																																																																																																																																																												
動物愛護	(追加)																																																																																																																																																												
文教対策	災害廃棄物等の対策																																																																																																																																																												
	動物愛護																																																																																																																																																												
	応急住宅対策																																																																																																																																																												
	文教対策																																																																																																																																																												
(略)																																																																																																																																																													
5	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 自助による応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>2 地域による応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>3 事業所による応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>4 ボランティアとの連携</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	1 自助による応急対策の実施	2 地域による応急対策の実施	3 事業所による応急対策の実施	4 ボランティアとの連携	(削除)	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 自助による応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>2 地域による応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>3 事業所による応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>4 ボランティアとの連携</td> </tr> <tr> <td>5 地域の安全確保への協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	1 自助による応急対策の実施	2 地域による応急対策の実施	3 事業所による応急対策の実施	4 ボランティアとの連携	5 地域の安全確保への協力	5																																																																																																																																																
1 自助による応急対策の実施																																																																																																																																																													
2 地域による応急対策の実施																																																																																																																																																													
3 事業所による応急対策の実施																																																																																																																																																													
4 ボランティアとの連携																																																																																																																																																													
(削除)																																																																																																																																																													
1 自助による応急対策の実施																																																																																																																																																													
2 地域による応急対策の実施																																																																																																																																																													
3 事業所による応急対策の実施																																																																																																																																																													
4 ボランティアとの連携																																																																																																																																																													
5 地域の安全確保への協力																																																																																																																																																													

頁	修正後	修正前	頁								
12	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 (略)</p> <p>第2 具体的取組 ＜予防・事前対策＞</p> <table border="1"> <tr><td>1 交通関連施設の安全確保</td></tr> <tr><td>2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</td></tr> <tr><td>3 ライフラインの確保</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1 交通関連施設の安全確保	2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	3 ライフラインの確保	(略)	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 (略)</p> <p>第2 具体的取組 ＜予防・事前対策＞</p> <table border="1"> <tr><td>1 交通関連施設の安全確保</td></tr> <tr><td>2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備</td></tr> <tr><td>3 ライフラインの確保</td></tr> <tr><td>4 エネルギーの確保</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1 交通関連施設の安全確保	2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	3 ライフラインの確保	4 エネルギーの確保	12
1 交通関連施設の安全確保											
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備											
3 ライフラインの確保											
(略)											
1 交通関連施設の安全確保											
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備											
3 ライフラインの確保											
4 エネルギーの確保											
14	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 配備体制 (略)</p> <p>【風水害時の配備基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※水位観測所・・・小ヶ谷・菅間水位観測所（入間川）、八幡橋水位観測所（小畔川）、入西・高坂橋・天神橋水位観測所（越辺川）、野本水位観測所（都幾川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）（以下同じ。また、各水位観測所には、それぞれの受け持ち区間がある。）</p>	配備体制	配備基準	(略)		<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 配備体制 (略)</p> <p>【風水害時の配備基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※水位観測所・・・小ヶ谷・菅間水位観測所（入間川）、八幡橋水位観測所（小畔川）、入西・高坂橋・天神橋水位観測所（越辺川）、野本水位観測所（都幾川）若しくは坂戸水位観測所（高麗川）（以下、「水位観測所」）</p>	配備体制	配備基準	(略)		14
配備体制	配備基準										
(略)											
配備体制	配備基準										
(略)											
19	<p>(ウ) 情報連絡 (略)</p> <p>【行政】 職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		<p>(ウ) 情報連絡 (略)</p> <p>【行政】 (追加)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)		19
計画内容	担当										
(略)											
計画内容	担当										
(略)											

頁	修正後	修正前	頁																		
	<p>3 市内の状況を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区・自治会長との連絡、情報把握 ●市民の電話応対・情報受付 ●被害情報の収集・整理 ●気象情報等の把握と情報提供 ●台風情報等の防災情報掲示板への掲示 ●バス交通の状況把握 <p style="text-align: right;">市民部</p>	<p>3 市内の状況を把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区・自治会長との連絡、情報把握 ●市民の電話応対・情報受付 ●被害情報の収集・整理 ●気象情報等の把握と情報提供 ●台風情報等の防災情報掲示板への掲示 ●バス交通の状況把握 <p style="text-align: right;">市民生活班 情報班</p>																			
20	<p>(エ) 準警戒体制の活動 <u>(略)</u></p> <p>【行政】 職員は、坂戸市業務継続・職員行動マニュアルに基づき活動する。</p> <table border="1" data-bbox="241 715 1014 1321"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 <u>(略)</u></td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システム[*]の補助 </td> <td>総合政策部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●通信障害対応 <p>※防災関連システム…職員参集システム、防災情報システム、災害オペレーションシステム等（以下同じ。）</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 <u>(略)</u>	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システム[*]の補助 	総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ●通信障害対応 <p>※防災関連システム…職員参集システム、防災情報システム、災害オペレーションシステム等（以下同じ。）</p>		<u>(略)</u>		<p>(エ) 準警戒体制の活動 <u>(略)</u></p> <p>【行政】 <u>(追加)</u></p> <table border="1" data-bbox="1102 715 1874 1321"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 <u>(略)</u></td> <td>総務部</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●職員参集システム、災害オペレーションシステム等入力 ●通信障害対応 </td> <td>総合政策部</td> </tr> <tr> <td><u>(略)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 <u>(略)</u>	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●職員参集システム、災害オペレーションシステム等入力 ●通信障害対応 	総合政策部	<u>(略)</u>		20
計画内容	担当																				
1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 <u>(略)</u>	総務部																				
<ul style="list-style-type: none"> ●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システム[*]の補助 	総合政策部																				
<ul style="list-style-type: none"> ●通信障害対応 <p>※防災関連システム…職員参集システム、防災情報システム、災害オペレーションシステム等（以下同じ。）</p>																					
<u>(略)</u>																					
計画内容	担当																				
1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 <u>(略)</u>	総務部																				
<ul style="list-style-type: none"> ●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●職員参集システム、災害オペレーションシステム等入力 ●通信障害対応 	総合政策部																				
<u>(略)</u>																					
21	<p>(オ) 警戒体制第1配備の活動 <u>(略)</u></p>	<p>(オ) 警戒体制第1配備の活動 <u>(略)</u></p>	21																		

頁	修正後	修正前	頁												
	<p>【行政】 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 (略)</td> <td>総務部 都市整備部</td> </tr> <tr> <td>●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システムの補助 ●通信障害対応 (略)</td> <td>総合政策部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 (略)	総務部 都市整備部	●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システムの補助 ●通信障害対応 (略)	総合政策部	<p>【行政】 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 (略) (追加)</td> <td>総務部 都市整備部</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 (略) (追加)	総務部 都市整備部	(略)		
計画内容	担当														
1 関係機関からの情報収集・伝達及び市内の状況把握 (略)	総務部 都市整備部														
●管理施設等の被害状況確認及びその対応 ●庁用自動車の配備及び鍵の管理 ●ホームページ、SNS、防災アプリ等での情報発信 ●防災関連システムの補助 ●通信障害対応 (略)	総合政策部														
計画内容	担当														
1 関係機関からの情報及び市内の状況把握 (略) (追加)	総務部 都市整備部														
(略)															



頁	修正後	修正前	頁												
37	<p align="center">【洪水予報伝達系統図】</p> <p>この図は、洪水予報の伝達経路を示しています。基本形（実線）は、気象庁から熊谷地方気象台へ、そこから東日本電信電話株式会社（警報のみ）へ、最終的に坂戸市防災安全課へ伝達されます。補助系（破線）は、関東地方整備局から荒川上流河川事務所へ、そこから埼玉県河川砂防課へ、さらに飯能県土整備事務所へ、最終的に坂戸市防災安全課へ伝達されます。また、越辺川出張所も荒川上流河川事務所と関係しています。凡例は、実線が基本形、破線が補助系を示しています。</p>	<p align="center">【洪水予報伝達系統図】</p> <p>この図は、洪水予報の伝達経路を示しています。基本形（実線）は、気象庁から熊谷地方気象台へ、そこから東日本電信電話株式会社（警報のみ）へ、最終的に坂戸市防災安全課へ伝達されます。補助系（破線）は、関東地方整備局から荒川上流河川事務所へ、そこから埼玉県河川砂防課へ、さらに飯能県土整備事務所へ、最終的に坂戸市防災安全課へ伝達されます。また、越辺川出張所も荒川上流河川事務所と関係しています。凡例は、実線が基本形、破線が補助系を示しています。</p>	36												
38	<p>ウ 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報</p> <p>「第4節 応急対応力の強化－＜応急対策＞－2－ア－（ア）土砂災害警戒情報の発表（第3編-26ページ）」を参照。 なお、伝達系統は、「カ 気象警報等の伝達」伝達系統図による。</p>	<p>ウ 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報</p> <p>「第4節 応急対応力の強化－＜応急対策＞－2－ア－（ア）土砂災害警戒情報の発表（第3編-26）」を参照。 なお、伝達系統は、「カ 気象警報等の伝達」伝達系統図による。</p>	38												
38	<p>エ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報</p> <p>「第4節 応急対応力の強化－＜応急対策＞－2－ア－（イ）土砂災害緊急情報の提供（第3編-26ページ）」を参照。</p>	<p>エ 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報</p> <p>「第4節 応急対応力の強化－＜応急対策＞－2－ア－（イ）土砂災害緊急情報の提供（第3編-26）」を参照。</p>	38												
41	<p>3 災害情報の収集・共有・伝達 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 風水害時に収集すべき情報 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="210 1171 1003 1455"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>総合政策部</td> </tr> <tr> <td>●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・準警戒体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防</td> <td>総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)	総合政策部	●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・準警戒体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防	総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合	<p>3 災害情報の収集・共有・伝達 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 風水害時に収集すべき情報 【行政・関係機関】</p> <table border="1" data-bbox="1070 1171 1863 1455"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>総合政策部</td> </tr> <tr> <td>●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防組合が収集す</td> <td>総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略)	総合政策部	●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防組合が収集す	総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合	41
計画内容	担当														
(略)	総合政策部														
●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・準警戒体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防	総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合														
計画内容	担当														
(略)	総合政策部														
●これらの情報は、風水害の警戒段階（情報収集体制・警戒体制第1配備）、発災段階（警戒体制第2配備）、被害拡大段階（非常体制第1・第2配備）、復旧段階の各段階に応じて適宜収集・伝達する必要がある、市及び消防組合が収集す	総務部 市民部 都市整備部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合														

頁	修正後	修正前	頁				
	<p>組合が収集すべき情報は、次ページの表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>べき情報は、次ページの表のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>					
45	<p>(略)</p> <p><復旧対策></p> <table border="1" data-bbox="181 523 562 611"> <tr> <td>1 防疫活動</td> </tr> <tr> <td>2 遺体の埋・火葬</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>【行政】</p> <p>(略)</p>	1 防疫活動	2 遺体の埋・火葬	<p>(略)</p> <p><復旧対策></p> <table border="1" data-bbox="1039 523 1420 611"> <tr> <td>1 防疫体制の確立</td> </tr> <tr> <td>2 遺体の埋・火葬</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>【行政・関係機関】</p> <p>(略)</p>	1 防疫体制の確立	2 遺体の埋・火葬	45
1 防疫活動							
2 遺体の埋・火葬							
1 防疫体制の確立							
2 遺体の埋・火葬							
47	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 避難指示</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 避難指示の内容</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。</p>	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 避難指示</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 避難指示の内容</p> <p>(略)</p> <p>なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、<u>市町村</u>は住民等への周知徹底に努める。</p>	47				

頁	修正後	修正前	頁																
	(略)	(略)																	
60	<p>第10節 市民生活の早期再建 (略)</p> <p>第2 具体的取組 <予防・事前対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 罹災証明書の発行体制の整備</td></tr> <tr><td>2 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>3 動物愛護</td></tr> <tr><td>4 文教対策</td></tr> <tr><td>(削除)</td></tr> <tr><td>(削除)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1 罹災証明書の発行体制の整備	2 応急住宅対策	3 動物愛護	4 文教対策	(削除)	(削除)	<p>第10節 市民生活の早期再建 (略)</p> <p>第2 具体的取組 <予防・事前対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 罹災証明書の発行体制</td></tr> <tr><td>2 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>3 動物愛護</td></tr> <tr><td>4 文教対策</td></tr> <tr><td>5 がれき処理等廃棄物対策</td></tr> <tr><td>6 被災中小企業支援</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1 罹災証明書の発行体制	2 応急住宅対策	3 動物愛護	4 文教対策	5 がれき処理等廃棄物対策	6 被災中小企業支援	60				
1 罹災証明書の発行体制の整備																			
2 応急住宅対策																			
3 動物愛護																			
4 文教対策																			
(削除)																			
(削除)																			
1 罹災証明書の発行体制																			
2 応急住宅対策																			
3 動物愛護																			
4 文教対策																			
5 がれき処理等廃棄物対策																			
6 被災中小企業支援																			
61	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 災害救助法の適用</td></tr> <tr><td>2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td></tr> <tr><td>3 被災者総合相談窓口の開設</td></tr> <tr><td>4 災害廃棄物等の対策</td></tr> <tr><td>5 食品衛生監視</td></tr> <tr><td>6 動物愛護</td></tr> <tr><td>7 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>8 文教対策</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1 災害救助法の適用	2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行	3 被災者総合相談窓口の開設	4 災害廃棄物等の対策	5 食品衛生監視	6 動物愛護	7 応急住宅対策	8 文教対策	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 災害救助法の適用</td></tr> <tr><td>2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行</td></tr> <tr><td>(追加)</td></tr> <tr><td>3 災害廃棄物等の対策</td></tr> <tr><td>4 食品衛生監視</td></tr> <tr><td>5 動物愛護</td></tr> <tr><td>6 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>7 文教対策</td></tr> </table> <p>(略)</p>	1 災害救助法の適用	2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行	(追加)	3 災害廃棄物等の対策	4 食品衛生監視	5 動物愛護	6 応急住宅対策	7 文教対策	61
1 災害救助法の適用																			
2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																			
3 被災者総合相談窓口の開設																			
4 災害廃棄物等の対策																			
5 食品衛生監視																			
6 動物愛護																			
7 応急住宅対策																			
8 文教対策																			
1 災害救助法の適用																			
2 被災者台帳の作成・罹災届出証明書及び罹災証明書の発行																			
(追加)																			
3 災害廃棄物等の対策																			
4 食品衛生監視																			
5 動物愛護																			
6 応急住宅対策																			
7 文教対策																			
61	<p>3 被災者総合相談窓口の開設 「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>－3 被災者総合相談窓口の開設（第2編-161ページ）」を準用する。</p>	(追加)																	

頁	修正後	修正前	頁								
61	<u>4</u> 災害廃棄物等の対策 (略)	<u>3</u> 災害廃棄物等の対策 (略)	61								
61	<u>5</u> 食品衛生監視 (略)	<u>4</u> 食品衛生監視 (略)	61								
61	<u>6</u> 動物愛護 (略)	<u>5</u> 動物愛護 (略)	61								
62	<u>7</u> 応急住宅対策 (略)	<u>6</u> 応急住宅対策 (略)	62								
62	<u>8</u> 文教対策 (略)	<u>7</u> 文教対策 (略)	62								
65	<p>第2 具体的取組 <予防・事前対策> (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 (略)</p> <p>イ 竜巻対応マニュアルの作成 【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行</td> <td>総務部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行	総務部	<p>第2 具体的取組 <予防・事前対策> (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 (略)</p> <p>イ 竜巻対応マニュアルの作成 【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行</td> <td>小・中学校</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行	小・中学校	65
計画内容	担当										
●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行	総務部										
計画内容	担当										
●危機管理マニュアルにより、竜巻等突風対策を図る。 ① 竜巻等突風発生メカニズムや特徴を理解させ、日頃から竜巻等突風へ備える姿勢を育てる。 ② 竜巻等突風から身を守るための適切な避難行	小・中学校										

頁	修正後	修正前	頁												
	<p>動を理解させる。</p> <p>③ 安全管理運営体制の充実を図る。</p>	<p>動を理解させる。</p> <p>③ 安全管理運営体制の充実を図る。</p>													
67	<p>5 適切な対処法の普及 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 具体的な対処方法の普及 (略)</p> <p>【市民・企業・事業所】</p> <table border="1" data-bbox="212 598 1003 802"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	●竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 (略)	<p>5 適切な対処法の普及 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 具体的な対処方法の普及 (略)</p> <p>【市民・企業・事業所】</p> <table border="1" data-bbox="1070 598 1861 802"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	●竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 (略)	67								
計画内容															
●竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 (略)															
計画内容															
●竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風等の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。 (略)															
70	<p><応急対策></p> <table border="1" data-bbox="181 970 465 1227"> <tbody> <tr><td>1 情報伝達</td></tr> <tr><td>2 救助の適切な実施</td></tr> <tr><td>3 災害廃棄物等の処理</td></tr> <tr><td>4 避難所の開設・運営</td></tr> <tr><td>5 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>6 道路の応急復旧</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	1 情報伝達	2 救助の適切な実施	3 災害廃棄物等の処理	4 避難所の開設・運営	5 応急住宅対策	6 道路の応急復旧	<p><応急対策></p> <table border="1" data-bbox="1039 970 1323 1227"> <tbody> <tr><td>1 情報伝達</td></tr> <tr><td>2 救助の適切な実施</td></tr> <tr><td>3 がれき処理</td></tr> <tr><td>4 避難所の開設・運営</td></tr> <tr><td>5 応急住宅対策</td></tr> <tr><td>6 道路の応急復旧</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	1 情報伝達	2 救助の適切な実施	3 がれき処理	4 避難所の開設・運営	5 応急住宅対策	6 道路の応急復旧	70
1 情報伝達															
2 救助の適切な実施															
3 災害廃棄物等の処理															
4 避難所の開設・運営															
5 応急住宅対策															
6 道路の応急復旧															
1 情報伝達															
2 救助の適切な実施															
3 がれき処理															
4 避難所の開設・運営															
5 応急住宅対策															
6 道路の応急復旧															
72	<p>3 災害廃棄物等の処理 (1) 取組方針 竜巻等突風により生じた災害廃棄物等を迅速に処理し、早期の生</p>	<p>3 がれき処理 (1) 取組方針 竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建</p>	72												

頁	修正後	修正前	頁																		
	<p>活再建につなげる。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●竜巻等突風により生じた災害廃棄物等を迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 (略)</td> <td>環境衛生班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●竜巻等突風により生じた災害廃棄物等を迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 (略)	環境衛生班	<p>につなげる。</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 (略)</td> <td>環境衛生班</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 (略)	環境衛生班											
計画内容	担当																				
●竜巻等突風により生じた災害廃棄物等を迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 (略)	環境衛生班																				
計画内容	担当																				
●竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 (略)	環境衛生班																				
76	<p>第3章 災害復興</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 実施計画 (略)</p>	<p>第3章 災害復興</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>第2 実施計画 (略)</p>	76																		
84	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1 応急活動体制の施行</td></tr> <tr><td>2 情報の収集・伝達・広報</td></tr> <tr><td>3 道路機能の確保</td></tr> <tr><td>4 交通規制</td></tr> <tr><td>5 救出・救助及び支援の実施</td></tr> <tr><td>6 避難所の開設・運営</td></tr> <tr><td>7 医療救護</td></tr> <tr><td>8 ライフラインの確保</td></tr> <tr><td>9 地域における除雪協力</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	1 応急活動体制の施行	2 情報の収集・伝達・広報	3 道路機能の確保	4 交通規制	5 救出・救助及び支援の実施	6 避難所の開設・運営	7 医療救護	8 ライフラインの確保	9 地域における除雪協力	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1 応急活動体制の施行</td></tr> <tr><td>2 情報の収集・伝達・広報</td></tr> <tr><td>3 道路機能の確保</td></tr> <tr><td>4 警備・交通規制</td></tr> <tr><td>5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施</td></tr> <tr><td>6 避難所の開設・運営</td></tr> <tr><td>7 医療救護</td></tr> <tr><td>8 ライフラインの確保</td></tr> <tr><td>9 地域における除雪協力</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	1 応急活動体制の施行	2 情報の収集・伝達・広報	3 道路機能の確保	4 警備・交通規制	5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施	6 避難所の開設・運営	7 医療救護	8 ライフラインの確保	9 地域における除雪協力	84
1 応急活動体制の施行																					
2 情報の収集・伝達・広報																					
3 道路機能の確保																					
4 交通規制																					
5 救出・救助及び支援の実施																					
6 避難所の開設・運営																					
7 医療救護																					
8 ライフラインの確保																					
9 地域における除雪協力																					
1 応急活動体制の施行																					
2 情報の収集・伝達・広報																					
3 道路機能の確保																					
4 警備・交通規制																					
5 救出・救助及び孤立地区への支援の実施																					
6 避難所の開設・運営																					
7 医療救護																					
8 ライフラインの確保																					
9 地域における除雪協力																					
87	<p>6 避難所の開設・運営 (略)</p>	<p>6 避難所の開設・運営 (略)</p>	87																		

頁	修正後	修正前	頁								
	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 236 1003 443"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 236 815 277">計画内容</th> <th data-bbox="815 236 1003 277">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 277 815 443">(略) ●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－<応急対策> (第2編-113ページ)」に準じる。</td> <td data-bbox="815 277 1003 443">避難所担当 避難所班 現地災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略) ●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－<応急対策> (第2編-113ページ)」に準じる。	避難所担当 避難所班 現地災害対策本部	<p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1072 236 1865 443"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 236 1677 277">計画内容</th> <th data-bbox="1677 236 1865 277">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 277 1677 443">(略) ●具体的な実施方法は、「第2章－第7節 避難対策－<応急対策> (第3編-47ページ)」に準じる。</td> <td data-bbox="1677 277 1865 443">避難所担当 避難所班 現地災害対策本部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略) ●具体的な実施方法は、「第2章－第7節 避難対策－<応急対策> (第3編-47ページ)」に準じる。	避難所担当 避難所班 現地災害対策本部	
計画内容	担当										
(略) ●具体的な実施方法は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－<応急対策> (第2編-113ページ)」に準じる。	避難所担当 避難所班 現地災害対策本部										
計画内容	担当										
(略) ●具体的な実施方法は、「第2章－第7節 避難対策－<応急対策> (第3編-47ページ)」に準じる。	避難所担当 避難所班 現地災害対策本部										
87	<p>7 医療救護</p> <p>「第2編 震災対策編－第2章－第6節 医療救護等対策－<応急対策> (第2編-91ページ)」を準用するほか、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>7 医療救護</p> <p>「第2章－第6節 医療救護対策－<応急対策> (第3編-45ページ)」を準用するほか、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	87								
89	<p><復旧対策></p> <p>(略)</p> <p>1 農業復旧支援</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="210 922 1003 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 922 815 963">計画内容</th> <th data-bbox="815 922 1003 963">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 963 815 1129">(略) ●具体的な実施方法等については、「第6編 事故災害対策編－第4節 農林水産災害対策計画 (第6編-24ページ)」に準じる。</td> <td data-bbox="815 963 1003 1129">総務部 環境産業部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	(略) ●具体的な実施方法等については、「第6編 事故災害対策編－第4節 農林水産災害対策計画 (第6編-24ページ)」に準じる。	総務部 環境産業部	<p><復旧対策></p> <p>(略)</p> <p>1 農業復旧支援</p> <p>【行政】</p> <table border="1" data-bbox="1072 922 1865 1129"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 922 1677 963">計画内容</th> <th data-bbox="1677 922 1865 963">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 963 1677 1129">(略) ●具体的な実施方法等については、「第2章－第10節 市民生活の早期再建－<復旧対策> (第3編-63ページ)」に準じる。</td> <td data-bbox="1677 963 1865 1129">総務部 環境産業部</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	計画内容	担当	(略) ●具体的な実施方法等については、「第2章－第10節 市民生活の早期再建－<復旧対策> (第3編-63ページ)」に準じる。	総務部 環境産業部	89
計画内容	担当										
(略) ●具体的な実施方法等については、「第6編 事故災害対策編－第4節 農林水産災害対策計画 (第6編-24ページ)」に準じる。	総務部 環境産業部										
計画内容	担当										
(略) ●具体的な実施方法等については、「第2章－第10節 市民生活の早期再建－<復旧対策> (第3編-63ページ)」に準じる。	総務部 環境産業部										

■第4編 複合災害対策編

頁	修正後	修正前	頁
1	<p>第2 対策の方向性</p> <p>複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源※で対応可能かどうかを判断し、もし、災害対応資源が不足するようであれば、<u>市外からの応援を速やかに確保することが重要である。</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>第2 対策の方向性</p> <p>複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源※で対応可能かどうかを判断し、もし、災害対応資源が不足するようであれば、<u>県外からの応援を速やかに確保することが重要である。</u></p> <p><u>(略)</u></p>	1

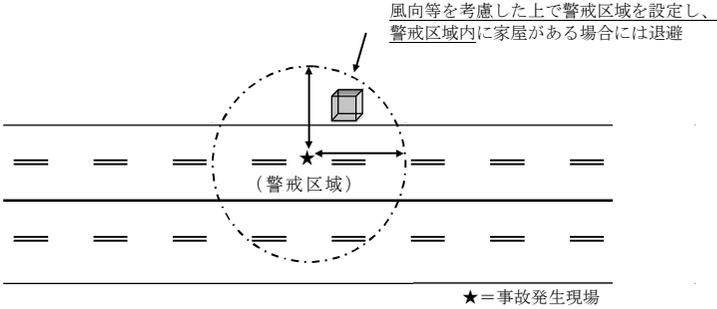
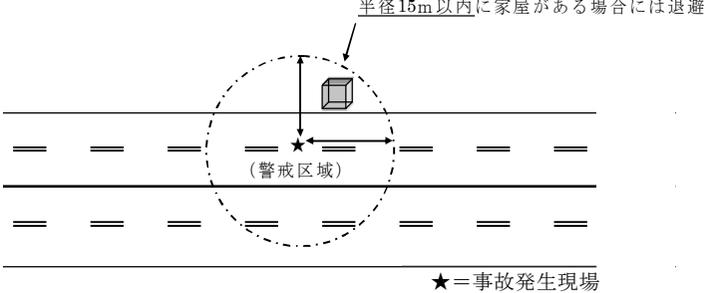
■第5編 広域応援編

頁	修正後	修正前	頁										
6	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 緊急消防援助隊の派遣</td></tr> <tr><td>2 広域応援要員の派遣</td></tr> <tr><td>3 広域避難の支援</td></tr> <tr><td>4 災害廃棄物処理支援</td></tr> <tr><td>5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援</td></tr> </table> <p><u>(略)</u></p>	1 緊急消防援助隊の派遣	2 広域応援要員の派遣	3 広域避難の支援	4 災害廃棄物処理支援	5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援	<p><応急対策></p> <table border="1"> <tr><td>1 緊急消防援助隊の派遣</td></tr> <tr><td>2 広域応援要員の派遣</td></tr> <tr><td>3 広域避難の支援</td></tr> <tr><td>4 <u>がれき処理支援</u></td></tr> <tr><td>5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援</td></tr> </table> <p><u>(略)</u></p>	1 緊急消防援助隊の派遣	2 広域応援要員の派遣	3 広域避難の支援	4 <u>がれき処理支援</u>	5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援	
1 緊急消防援助隊の派遣													
2 広域応援要員の派遣													
3 広域避難の支援													
4 災害廃棄物処理支援													
5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援													
1 緊急消防援助隊の派遣													
2 広域応援要員の派遣													
3 広域避難の支援													
4 <u>がれき処理支援</u>													
5 環境衛生(し尿処理、ごみ処理)支援													
6	<p>2 広域応援要員の派遣</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>市は、県の相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>2 広域応援要員の派遣</p> <p>(1) 取組方針</p> <p>市は、県の相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。</p> <p><u>なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する(複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。)</u></p> <p><u>(略)</u></p>	6										
8	<p>4 災害廃棄物処理支援</p> <p><u>(略)</u></p>	<p>4 <u>がれき処理支援</u></p> <p><u>(略)</u></p>	8										

頁	修正後	修正前	頁								
8	<p>5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。</td> <td>環境産業部 坂戸地区衛生組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。	環境産業部 坂戸地区衛生組合	<p>5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容 【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。</td> <td>環境産業部</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。	環境産業部	8
計画内容	担当										
●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。	環境産業部 坂戸地区衛生組合										
計画内容	担当										
●被災都県のし尿処理、ごみ処理を支援する。	環境産業部										

■第6編 事故災害対策編

頁	修正後	修正前	頁								
7	<p>6 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(3) 関係者等からの問合せに対する対応 (略)</p>	<p>6 被災者等への的確な情報伝達活動 (略)</p> <p>(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応 (略)</p>	7								
9	<p>5 毒物・劇物 【消防機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査並びに必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。</td> <td>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査並びに必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合	<p>5 毒物・劇物 【消防機関】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画内容</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査及び必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。</td> <td>坂戸・鶴ヶ島 消防組合</td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査及び必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合	9
計画内容	担当										
●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査並びに必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合										
計画内容	担当										
●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査及び必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合										
19	<p>(6) 退避・避難収容活動など (略)</p> <p>イ 警戒区域の設定 (ア) 警戒区域の設定 【行政・関係機関】</p>	<p>(6) 退避・避難収容活動など (略)</p> <p>イ 警戒区域の設定 (ア) 警戒区域の設定 【行政・関係機関】</p>	19								

頁	修正後		修正前		頁								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 156 824 199">計画内容</th> <th data-bbox="824 156 1014 199">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 199 824 443"> (略) ●警戒区域は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心に、<u>風向等を考慮した上、設定する。</u> </td> <td data-bbox="824 199 1014 443"> 統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略) ●警戒区域は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心に、 <u>風向等を考慮した上、設定する。</u>	統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 156 1682 199">計画内容</th> <th data-bbox="1682 156 1872 199">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 199 1682 443"> (略) ●警戒区域は、<u>風向等を考慮するとともに、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）とし、環境測定を実施したのち、現場指揮者が指定する。</u> </td> <td data-bbox="1682 199 1872 443"> 統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	(略) ●警戒区域は、 <u>風向等を考慮するとともに、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）とし、環境測定を実施したのち、現場指揮者が指定する。</u>	統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合		
計画内容	担当												
(略) ●警戒区域は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心に、 <u>風向等を考慮した上、設定する。</u>	統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合												
計画内容	担当												
(略) ●警戒区域は、 <u>風向等を考慮するとともに、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）とし、環境測定を実施したのち、現場指揮者が指定する。</u>	統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合												
	<p data-bbox="465 488 788 515">【警戒区域と応急活動区域】</p>  <p data-bbox="712 831 855 850">★=事故発生現場</p>		<p data-bbox="1323 488 1646 515">【警戒区域と応急活動区域】</p>  <p data-bbox="1570 815 1740 834">★=事故発生現場</p>										
27	<p data-bbox="197 999 766 1026">(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p> <p data-bbox="219 1038 302 1066">【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 1074 842 1117">計画内容</th> <th data-bbox="842 1074 1003 1117">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 1117 842 1278"> ●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。 </td> <td data-bbox="842 1117 1003 1278"> <u>都市整備部</u> </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。	<u>都市整備部</u>	<p data-bbox="1055 999 1624 1026">(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え</p> <p data-bbox="1077 1038 1160 1066">【行政】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1068 1074 1700 1117">計画内容</th> <th data-bbox="1700 1074 1861 1117">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1068 1117 1700 1278"> ●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。 </td> <td data-bbox="1700 1117 1861 1278"> <u>土木班</u> </td> </tr> </tbody> </table>	計画内容	担当	●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。	<u>土木班</u>	27		
計画内容	担当												
●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。	<u>都市整備部</u>												
計画内容	担当												
●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。	<u>土木班</u>												
27	<p data-bbox="181 1318 483 1345">第2 道路災害応急対策</p> <p data-bbox="181 1358 766 1385">1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p data-bbox="181 1398 528 1425">(1) 災害情報の収集・連絡</p> <p data-bbox="219 1437 302 1465">【行政】</p>	<p data-bbox="1039 1318 1341 1345">第2 道路災害応急対策</p> <p data-bbox="1039 1358 1624 1385">1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p data-bbox="1039 1398 1386 1425">(1) 災害情報の収集・連絡</p> <p data-bbox="1077 1437 1160 1465">【行政】</p>	27										

頁	修正後		修正前		頁
	計画内容	担当	計画内容	担当	
	●大規模な事故が発生した場合には、速やかに <u>近隣市</u> <u>町</u> 、 <u>県</u> 、 <u>国</u> （国土交通省）と相互に連絡を取り合う。 <u>(略)</u>	土木班	●大規模な事故が発生した場合には、速やかに <u>市</u> 、 <u>県</u> 、 <u>国</u> （国土交通省）と相互に連絡を取り合う。 <u>(略)</u>	土木班	